

第百二十六回
会
参議院農林水産委員会會議録第十三号

平成五年六月二日(水曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
吉川 芳男君
浦田 勝君
永田 良雄君
菅野 久光君
三上 隆雄君
林 紀子君

委員
大塚清次郎君
鎌田 要人君
佐藤 静雄君
高木 正明君
野間 越君
一井 淳治君
谷本 魏君
風間 昶君
矢原 秀男君
星川 保松君
喜屋武眞榮君
新聞 正次君

事務局側
常任委員会専門員

参考人
北海道上川郡鷹栖町長
全国農業会議所専務理事
全国農業協同組合中央会常務理事

片岡 光君
小林 勝彦君
池田 昭雄君
石倉 皓哉君
農業者 関川 金吾君
山口 力男君

本日の会議に付した案件

○農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、三案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方々から御意見を拝聴いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案外二法案につきまして、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきませんが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上、お一人十分以内とし、その順序は、小林参考人、池田参考人、石倉参考人、関川参考人、山口

参考人といたします。参考人の御意見の開陳が済みました後で、委員からの質疑にお答えいただきますと存じます。

それでは、小林参考人からお願いたします。

○参考人(小林勝彦君) 北海道鷹栖町の小林勝彦でございます。

参議院農林水産委員の諸先生には、日ごろから農漁村の振興のために御活躍をいただいておりますことに對して、心からお礼を申し上げます。

このたびは、三案についての意見開陳の機会を与えていただきましてありがとうございます。

町村行政を担当する立場から御意見を申し上げます。

最初に、北海道の農業の現状についてお話し申し上げます。

一つには、現在、全国的にそうでしょうけれども、過疎あるいは高齢化が著しく進行いたしました。

北海道農業につきましても内部から極めて大きな課題を持っております。特に、担い手の問題等につきましては、ここ数年年間五百人を割るわけでございます。

北海道二百二十市町村でございますから、四つの町に一人ぐらいいしか後継者がいない、こんな現状でございます。

そういう暗い面はございますけれども、今、昨年から転作の緩和等を含めまして、北海道が食料基地であるということの自覚に立って、規模の拡大はもうございまして、野菜あるいは花卉とか、そういう所得の高いものについて若い人たちが意欲を持って取り組んでいる。そういう明るい面もあるわけでございまして、私どもは、そういうことを前提としながら、北海道農業についてのいろんな検討をしております。

います。

次に、新しい農政プランといましようか、「食料・農業・農村政策の方向」について、私どもの現場からのお話を申し上げます。

第一点には、新農政につきましては、北海道全体といたしましては、ここ数年いろんな桎梏はございましたけれども、それを乗り越えて食料基地であるという自覚のもと取り組んでまいりました。このことに対する自信がよみがえってきたと申しましようか、そんな点では非常に意欲的でございます。

は近代化路線をいろんな障害を克服しながら進めてきたわけでございますが、この路線が追認をされたものと考えておりまして、北海道全体としては好意的にこの問題を考へておる次第でございます。

ただ、そうはいながらも、規模の大きな農家だけが大きくなってまいりまして、必ずしも農村が均衡のある発展ができるわけではございません。規模の大きな農家とそれを補完する兼業的な農家、また自分の終生の生きがいとして取り組む農家、そういったものがいわばモザイク状に展開する中で北海道農業が均衡のある発展をしていくものだ、このように考へておる次第でございます。

特に、このことにつきましてはいろんな形で課題があるわけでございますけれども、現在、北海道の場合はいろんな形で規模の拡大が本州府県に比べれば進んでおるわけでございますけれども、規模の拡大が企業努力的なものの中で所得の拡大につながるのかどうか、こういう問題について疑問がございます。

私どもは、やはり他産業と同じように年間千八百時間ですらなくとも八百万の所得をということを

目標にいたしておりますけれども、規模の拡大はむしろゆとりのある生活を阻害するという点もございまして、これらの問題をどういうふうに関係していかのか、これが課題でございます。

と同時に、新規の就農が非常に少ないという中におきましては、農家の子供が農業を継ぐというだけでは農村を守れないということは、規模の拡大を進めれば進めるほど感ぜられてまいります。そんな形で新規の就農をどのように受け入れていくのか。これは法人化の問題等含めて北海道農業の発展の上で大きな課題であろうと存じております。

と同時に、ここ数年いろんな離農であるとか高齢化によりましてタイアであるとか、そんなこともございまして、農地の取得の関係が恣意的に行われます関係から、非常に耕地が分散錯雑の状態になっておりまして、本町の場合でも、二十ヘクタール以上の農家が十数戸ございましてけれども、平均いたしまして十三カ所に圃場が分かれていいます。こんな状態でございまして、分散錯雑をどういうふうに関係して、農地の集積化を図るのか、これも大きな課題でございます。

また、私たちの町は、水田が約四千ヘクタール、畑が千ヘクタールという規模としては比較的大きな稲作地帯でございますが、その中におきましても、やはり中山間地域におきましてはいろんな問題もございまして、町全体の均衡のある発展のためにそういう中山間地域の課題をどういうふうに関係していかのか。このことは規模の拡大とあわせて新しい農業の中で課題であるような感じがいたします。

次に、目標といたします二十ヘクタールというのは、北海道全体からいいますと、現実とのギャップが大幅にございまして、本町にこのような拡大ができるのかどうかという問題もござい

ます。それから、拡大を阻止するいろんな要因がござい

ます。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

す。特に、中山間地域の農地の取得につきま

まつまでもなく、内部的に崩壊してしまふんじゃないかというふうな認識を持ちます。しかし一方では、農政改革のチャンスでもあるんじゃないか、可能な限りの政策努力を傾注いたしまして農業経営の確立を急ぐということが必要だ、そういう二つの視点を持っている、こういう考え方を持ったものでございます。

したがって、こうした状況を打開しますには、そして、二十一世紀に向けて我が国の農業なり農村の問題を切り開くためには、農業構造の問題と農村対策というものは不可欠だと考えております。今回の三法案は、私はこれで十分と申しませんけれども、こうした施策を展開する面の第一歩だという評価をいたしております。

次に、農業経営基盤の強化のための法律案でございますけれども、この法案につきましては、経営体の育成というものに焦点を当てた構造政策という考え方、そして、今までありました規模拡大の認定制度から経営改善計画の認定へ発展をさせるということ、法人化の促進ということにつきまして条件整備を行う。それからもう一つは、保有合理化法人の機能強化の問題、私も系統が昨年三月、農林水産大臣へ出した答申で提言したわけでございますけれども、この中身が相当程度入っている。こういうことで、評価をいたしておりますけれども、三、四点につきまして私どもの意見、要望を申し上げたいと考えております。

第一点は、推進組織の再編整備の問題だと考えております。

昨年六月に農林水産省が打ち出した新政策の方向にあります魅力のある農業経営を実現するためには、向こう十年間に今までの二・五倍の速度で百七十五万ヘクタールの農地の流動化をします。また必要なんだということを強調いたしております。つまり、地域の農業と土地利用のダイナミックな再編が不可欠だと、こういうことでございます。

新たな構造政策が実効を上げるためには、それ

にふさわしい推進組織の整備が必要だということでは歴史の教訓でもあります。したがって、この推進組織の問題が今後に残されておると考えます。私は、このことがやはり残された最大の問題だと考えております。農地対策の問題と経営確立対策を結びつけた対策が必要だし、この推進組織というものが必要じゃないか、こういうふうな考えでおります。

したがって、私どもは、政府に對しまして、農業委員会系統組織、私も自身の問題も含めまして、新政策の推進体制の整備について早急に検討してほしい、こういう考え方を持ったものでございます。

それから、第二点目の問題でございますけれども、経営改善計画の認定制度の円滑な運用でございますけれども、私たちはこれまで利用増進法の中で規模拡大計画の認定制度をやってまいりました。もちろん今度の経営改善計画の認定制度の拡充については賛成するものでありますけれども、この制度をスムーズに進めるには運用上の工夫が必要なんではないか、こういうふうに考えております。

といいますのは、農村の慣習なり実態というものを考えてみますと、認定する市町村長さんの立場というものがございまして、そうしますと、制度を推進するという点については、認定ということとで、推進しづらい面もあるんじゃないか。そういった点と、例えば市町村段階には公選で選ばれた公的な代表機関として農業委員会があるわけでございまして、市町村長さんと農業委員会の連係プレーによりまして、まず農業委員会が推薦して、これを市町村長さんが認定するということがよくスムーズにいくんじゃないか、こういう考え方を持ったものでございます。

それから、第三点目の問題は、生産法人に対する農外資本によりまして農業経営の支配が生じないようにチェックシステムを整備するという問題でございます。

この点につきましては、現在も通達で農業委員

会が行うことになっていくわけでございましてけれども、これまでの農業生産法人は、構成員が農地か労働の提供者ということに限られておりました。したがって顔が見える関係でありましたけれども、この要件が緩和ということになりますと、農外資本の支配という問題がございまして、行政上の指導とか体制の整備、予算等につきまして、農業委員会によりましてチェックシステムを強化していただく必要がある、私どもの方も努力しなきゃいけない問題だ、こう考えております。

第四点目につきましては、生産法人の持ち分の取得や譲渡に關します金融、税制の問題についての支援措置を今後御検討いただきたい、こういうことでございます。

農業生産法人の構成員といいますが、自然人でございますから高齢化あるいは死亡などによりまして農業生産法人から脱退する、こういう事態も起こるわけでございます。新たに構成員を加えなければ農業生産法人の経営の継続が困難になりますので、このことについての対応をやっていた必要がある。これにつきましては、現行制度におきましては農業生産法人の持ち分の取得や譲渡に關します金融なり税制上の支援措置がございせん。したがって、この問題は今後重要になると思われますので、法人化の推進の問題とあわせてぜひ御検討を賜りたいということが四点目でございます。

次に、農業機械化促進法の一部改正でございますけれども、この法案の成立によりまして農業労働の負担軽減が図られる、経営の確立なりコストの低減に結びつくということでございまして、大変結構だというふうに考えております。

次に、特定農山村における農林業等の活性化のための法律案に移らせていただきます。

私は、この法案が対象としております山村あるいは過疎地域は極めて深刻だと受けとめております。今回、各省庁が一体となって支援措置を講ず

るということは大変結構だということで評価いたしておりますけれども、やはり以下の点につきまして御配慮賜りたい点があります。

それはどういふことかと申しますと、第一点目は、土地利用と優良農地の確保の問題でございます。農地面積の四割が中山間地域に存在すると言われております。これらの地域の活性化の基本は農林業の振興にあるわけでございまして、こうした観点から土地利用秩序を確保する。そして、優良農地を守るために新しい法律がいたすに農地の転用促進の手段になっては困る。そういうことでございまして、地域指定に当たりましては十分配慮を賜りたい、こういう考え方を第一点目に持ったものでございます。

それから第二点目の問題は、法案にあります「農林業その他の事業の活性化」の「その他の事業」についてでありますけれども、現段階ではこの範囲が明確になっておりません。私は、この「その他の事業」につきましては、今までのパズルの崩壊の問題なりあるいはリゾート法の教訓等を考えまして、やはり農林業との調和がとれたものが要だ、こう考えております。

それから、最後の三番目でございますけれども、今後御検討賜りたいのは、これら中山間地域におきましても地域の資源を生かした地域産業の自立という考え方がまず大事だと考えておりますが、自然条件等によりましてはおのずから限度がございまして、したがって、今後、本格的な中山間地域対策をやらなきゃいかぬわけでございまして、その役割なり機能につきまして国民全体の合意づくりを進めるといふことが大切だし、定住のための一層強力な制度的な支援措置について御検討を賜りたいというふうに考えております。

以上で意見開陳を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。石倉参

考人。

○参考人(石倉皓哉君) ただいま御紹介を賜りました全国農協中央会の石倉でございます。

参議院の諸先生方におかれましては、日ごろから農政、農協の諸問題につきまして格別の御指導を賜っておりますことをこの機会をかりまして厚く御礼を申し上げます。

なお、日本は三法案に関しまして参考人として意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことを大変光榮に存じ、感謝を申し上げます。

以下、全中の立場から意見を申し上げてみたいと思います。

農林水産省が平成四年六月に発表しました新政策の認識や方向づけの中には、私ども大いに共感することが多く記述されていると思います。例えば、「国民のコンセンサスを得て、まず食料の持つ意味、農業・農村の役割を明確に位置付ける」、「農業の有するこうした多面的機能は、広く国民に利益をもたらすものであり、経済効率性の視点からだけでは測れない」、「国内供給力を確保するためには、一定の国境措置と国内農業政策が必要」というようなことであります。すなわち、新政策全体の約三分の一を費やして食料・農業・農村の意義、役割、今後の政策展開の基本的考え方を詳しく論述し、広く国民各層の理解を求めようとする姿勢を鮮明に示したことは評価することができると思います。

しかし一方、このような認識や方向づけを具体化するための新たな政策手段の記述は、率直に言いますと説得力を欠く面があることを指摘せざるを得ません。農業の担い手を確保して国内生産の振興を図り、自給率の低下に歯止めをかけるためには、効率的・安定的な望ましい経営体像の提示など、それを育成するための構造政策の展開に加えて、適切な国境調整措置や安定的な価格・所得政策を含めた施策の総合的展開が不可欠であると考えます。

また、農業の生産条件等が不利なため、高齢化

や人口減少に直面している中山間地域等の活性化を支援する財政措置等の対策はいまだ十分とは言えず、農林水産省はもとより、関係省庁が協力し、政府を挙げた本格的な中山間地域政策の展開が必要だと考えます。

そこで、私どもは、少なくとも次の六つの事項について、政府として積極的かつ具体的な対策を講ずることが必要であり、そのことによつて初めて自給率の低下に歯止めをかけることや農村地域社会の活性化が可能になると考えます。

第一に、国境調整措置の強化のために、一九九〇年二月ジュネーブで開催されましたガット民間人会議のジュネーブ宣言の趣旨に沿った新たな農産物貿易ルールの確立を目指した外交交渉を展開することが必要であります。

第二に、食料安全保障政策の確立のため、主要穀物等の備蓄対策を実施することです。

第三に、当面達成すべき政策目標として、カロリー・自給率五〇％の確保及び国民一人当たり二十キロカロリーを供給し得る五百万ヘクタールの農地の維持を明示し、これを実現するために必要な政策及び財政措置について国民の理解を促進することです。

第四に、農業者が中期的な経営計画を描けるようにするため、おおむね五年程度を期間とする、仮称であります、農業法を制定し、価格・所得政策や生産計画、生産調整対策等の基本的枠組みを定め、政策展開を図ることです。

第五に、地域の自主性、創意工夫を遺憾なく発揮するため、地方自治体の農林関係予算の充実及び行政権限の強化を図ることです。

第六に、食料・農業・農村の意義、役割あるいは今後の政策展開の方向につきまして、政府広報機能の動員や学校教育等を通じ、国民的合意の形成を進めることです。

私どもJAグループは、日本の国土・環境を守り、農業を発展させる農業市民会議への参加等を通じ、国民の皆さんの理解を得つつ、今申し上げましたような政策展開を政府に働きかけてい

いと考えています。

しかし、政府に政策的支援を要請するだけでは、危機的状況にある我が国農業・農村の展望を切り開くことはできません。JAグループといったしきも、担い手及び経営体の育成対策や地域の活性化対策等に積極的に取り組みたいと考えています。

担い手及び経営体の育成に關しましては、担い手や農業法人等を指導できる人づくり、農地の集積等農業経営の基盤づくり、さらにはこれらを推進するための農業インテリゲンチヤ制度や農用地利用調整委員会の組織化等の仕組みづくりの三つくりを進める考えであります。

また、地域の活性化に關しましては、中山間地域を中心に、第一に、複合経営を基本とした特産物を含む畜産、園芸等の生産振興、農産加工や通信販売、オーナー制度や観光農業等農林業の積極的振興、第二に、米の発酵エキスから化粧品、トウモロコシから包装用緩衝材等生物系新素材の開

発、あるいは小水力、風力、地熱発電の普及等農村地域の自然の恵みを活用した地域内発型産業の振興、第三に、下水施設、道路網、高齢者介護施設等の生活環境の整備等に政府、自治体の適切な支援を得つつ取り組みたいと考えています。

私どもJA全中といたしましては、以上のような取り組みの考え方を取りまとめました「新政策」の展開とJAグループの対策を本年の一月から三月にかけて組織討議にかけ、JAの役員はもとより、組合員農家の皆さんにも検討していただきました。そして、五月十三日の全中理事会でこれを正式にJAグループの方針として決定いたしました。今後、この方針の実現に全力を挙げて取り組む考えであります。

さて、農林水産省におきましては、新政策発表後、昨年の秋から農政審議会を開催し、新政策の具体化のための諸施策が検討されてきております。そして、平成五年度の国家予算や税制改正にその結果が反映されとともに、農業経営基盤の強化や特定農山村の活性化等のための法律改正が

現在国会に提案されており、このような努力に対して深甚なる敬意を表するとともに、私どもも感謝しております。

特に、このたびの法律改正では、例えば農協及び連合会が一定の条件のもとで新規就農者の研修のための農業経営等が行えるとか、農事組合法人や農業生産法人に出資し、構成員になることによつて生産者のお手伝いができるよう措置されていること等あります。また、中山間地域等条件の悪い地域で標高差や温度差を利用し新規作物を導入した場合、収入に応じて低利資金が融通されるとか、地域の活性化のための施設整備に地方財政上の特例が利用できるような措置されていること等あります。もちろん、これらの措置だけで地域農業の担い手が確保されたり、中山間地域が活性化するとはいえませんが、一歩前進であると受けとめております。

こうしたことから、私どもは、本日の本委員会の案件となつております三法案に基本的に賛成であり、今後いかにこのような法律改正、制度を活用して、積極果敢に農業・農村活性化の具体的政策展開に取り組みたいとこそ緊急かつ重要な課題だと認識しております。

以上をもちまして、私の意見陳述といたします。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。

次に、関川参考人をお願いいたします。関川参考人。

○参考人(関川金吾君) 私は、ただいま指名をいただきました関川でございます。新潟県で農業を営んでおる者でございます。浅学非才ながら、国会議員の先生方の前で参考人として意見を申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。

以下、現場の一農民として発言を申し上げますので、御理解をいただき、不穏当な発言等がござ

いましてらお許しを賜りたいと思います。

農水省も農業・農村の実情についてよく分析をされておりますが、実際に携わっております立場といたしまして、若干情勢について申し上げさせていただきます。

今、日本の農業、とりわけ地方の農村ではかつてないほどの動揺と混乱を来しております。それは、昭和三十六年に農業基本法が制定された際に、農業法の趣旨が生かされ、選択的拡大等によって他産業並みの所得が得られるものと農家は大きな期待をいたしましたが、残念ながら、二十余年にわたる生産調整や低価格政策により、農家・農村に及ぼした精神的、経済的打撃ははかり知れないものがあると思います。

加えて、ガット問題では、我が国の主食であり文化とも言えます唯一の自給作物である米が内外からの圧力を受け、市場開放の事態を回避できるか否かの昨今の情勢であり、一方、新農政プランの動向で農業・農村の将来に不透明さと不安を強め、これからの農業経営を絶望視する農家さえ出ております。それゆえに生産意欲は極度に衰退をし、我が地方でも農地の荒廃は深刻なものとなっております。まさに、日本農業存亡の危機的事態と言わねばなりません。このことが農村社会の崩壊と食料の安全そして安定的供給を根底から崩そうといたしておりますし、環境の破壊にも大変な状況を招いております。

さらに、農業従事者の減少傾向は質、量ともに歯どめがかからず、新規就農者にあつては皆無に等しく、高齢化に拍車がかかっております。また、それに追い打ちをかけるかのように、長年続いた低価格政策で経営が立ち行かないため、担い手や経営主までが兼業化や離農を余儀なくされ、農村の美徳と言われた連帯感すらなくなりつつあります。

一方、国の示す新農政プランは、農村の現状を直視することなく、問題未解決のまま大規模経営志向を一層強めつつあり、このまま推移すれば集落機能や農地の管理、保全等は不可能と言わなければならない。

ればならないと思います。仮に、企業の農業が残ったにしても、集落機能や農家・農村は崩壊したに等しいと言わねばなりません。

そこで私は、世界的に変革期を迎えた今日、政治、経済を含め国として見直しをし、とりわけ経済、産業構造のあり方について、原点に立ち返り、農業・農村とは何か、食料確保の重要性を国として位置づけながら、健全な二十一世紀を子孫に引き渡すための努力が必要だと思っております。そのために、自然と人間のかかわりや、農業がもたらす公益的機能、そして食料の安定供給と安全性等の重要性を国民の共通の課題としてとらえながら、義務教育の場や、あるいはまた国民の各界各層から十分に理解していただける国の措置が肝要であろうと思っております。その中で新鮮で良質かつ安全な食料を安定的に供給でき得る施策を講じ、国内農業の充実を図るべきと常々考えておるところでございます。

このたびの農業基盤強化関連の法律制定は、目的の中で述べられておりますように、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、もって「農業の健全な発展に寄与する」とありますが、そのために農業基盤の整備強化を図るといたしまして、肝心の経営の基本要因となります自給率や価格政策等の方針、特に国境措置について国が方針を明らかにしない限り、どんな立派な法律を制定しても農家は積極的に取り組みはしないと思っております。そして、内外格差は正に力点を置かず、国内法に基づいた措置を講ずることが急務であると思っております。そのことが明確にならない限り、効率的かつ安定的な経営改善を計画いたしまして失敗に終わることは既に農家は経験済みであり、知っているからであります。

また、法案では、十年後に百七十五万ヘクタールの農地流動化促進を図るとしていますが、所有権の移動にいたしても、あるいはまた貸借にいたしても現地では大変な困難性があると思っております。それは、農水省が参考資料として提出されております農地価格及び小作料の水準は平均

値とはいへども実態に即しておらず、特に平場では通用しない価格であるからであります。

近年、農家は農地に対する考え方が大きく変わり、資産としてとらえているために、相続をめぐっての争いや、評価及び倍率が上がり相続税にかかわる問題等が多く山積をされております。そのことが集積の流動化等が停滞をしておる要因とも言われております。したがって、合理化法人や認定農家に土地の集積資金や税対策等で優遇措置を講ずるにいたしまして、移動を前提とした集積は現状では農業経営の採算価格になじまず、不可能と言わねばなりません。

今日まで農家の中核をなし規模拡大の対象となつておる農家が一番経営的に落ち込んでおり、一方、土地の提供者となつておる安定兼業農家は農地を手放す状況ではなく、むしろ定年退職後余裕を持つて老後の農業に真剣に取り組んでおり、農村では新しいスタイルの構造変化が芽生えております。それらの皆さんは、むしろ兼業農家が一定の規模拡大を望んでおるのが現地の実態であります。

その意味で、効率性や利潤追求を優先させることよりも、地域のコンセンサスを基本とした地域振興計画を優先させ、地域をどう守り、農地管理や環境保全を含め、地域の総意によって活性化を図ることが不可欠であり、また積極的に地域ぐるみで取り組むことによって必ずや地域に新しい方向が生まれるものと思っております。

そして、それらのソフト事業に財政措置を講じ、その計画実施に当たつても、条件緩和を図りつつこれまでの原料生産提供の農業ではなく、加工等で付加価値をつけ、流通も含めた総合的な地域活性化を図る国の財政措置が望まれております。そして、認定農家や法人化組織だけを優先することなく、地域全体が参加し、かわり合いを持つことのできる公益法人設立導入の法的措置も必要であるというふうに思っております。法案制定によって法的矛盾や末端におけるトラブル発生の要因となる可能性が多く山積いたしておりますこと

を心配するものであります。

例えば、農用地利用増進法は、自治体の首長の公告行為によって貸借だけでなく転用も可能であるために、農地を管理しておる農業委員会との間に問題が生じたり、また土地の提供者が農業者年金の停止命令を受けたたり、あるいはまた譲渡によって譲渡税で代金の大半を吸収される等のいろいろな問題もあります。したがって、これらの関連法案の見直しが必要であらうと思っております。

そしてまた、認定農家選定に当たっては、規模だけにこだわらず意欲のある者が選定される柔軟な対応策を望むものであります。過去の農業委員会の農地あっせん基準は耕作規模を基準に置き、一定規模以下の意欲ある者を無視してきた傾向があるように思われます。適格者認定には意欲のある者を優先的に扱うなどの措置が必要であらうと思っておりますので、法的条件の整備を願うものであります。

農業の性格からして、デカップリングの必要性や公益的機能の還元策等も立法化を進めていただきたいことも申し上げておきたいと思っております。そしてまた、環境保全型家族農業の重視を重んじながら生き生きとした地域振興が可能な法的条件整備を望む次第でございます。

最後になりましたけれども、二十一世紀には世界的な人口の増加と農地の減少により食料不足が予想されております。このような事態が招来をしないように国会議員の先生方から十分な御議論と対策をお願い申し上げます。一農民の声として発言をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(吉川若男君) ありがとうございます。

次に、山口参考人をお願いいたします。山口参考人。

○参考人(山口力男君) ただいま御指名をいただきました山口でございます。

私は、熊本県の阿蘇町というところで米をつくりながら牛を飼ひ、百姓をやっておるわけでございます。時期柄まだ田植えも終わってはおきませんけれども、御指名をいただきましたので、こういう機会というのはいくらもありませんから、田植えどころではない、とにかく出かけていこうということで参りました。ふだん着なれない背広を引き出して着てまいりました。

ただし、初めての体験でございますものですから、ある程度会場なりきつと見ておかないと、上がって全く物が言えないでは後に悔いを残すということでは、実は昨日から参りました。こういうような神聖な場でもございますから、果たしてひげ面に入れるのかどうかというのは非常に不安を覚えておりましたけれども、食糧庁長官を見まして非常に安心をしたような、そういう思いで出かけてまいりました。

私は、こういう場を設けていただいた先生方に對して、まずは冒頭にきちつとお礼を申し上げなければならぬと思ひますけれども、現場の百姓の一人として、こういうようなところでその思いの一端を述べさせていただくことに對して深い感謝を申し上げたいと思ひます。

私は、ここへ出かけてくる前に、実は尋常農学校というのを今度開校いたしました。これは別に文部省の認可を受けておるわけではございません。今度出されました新農政プランの中に、非常に私もここで感銘を受けておるわけですが、私も、農業というのは必ずしも効率だとかそういう側面からだけで律することには無理があるんだということが明記されてございます。少なくとも、そういう効率だとかあるいは利便性だとかいような社会の価値感以外に、もっと価値あるものである、もっと別の価値を見出すべきであるというところから、それはやはり国民に對してそのコンセンサスを得るんだと。

実は、昨日の先生方の質疑応答を聞かせていただいて、その中でも国民のコンセンサスという言葉がよく出てまいりました。しかし、我々現場か

らすれば、そういうような効率だけではない農業の価値というものをどう国民に理解していただくか、あるいは理解していただくための方策として具体的などういふものが考えられるのかというのが常々疑問点として残っております。

ならば、ささやかであつてもみずからそのことを実践すべきである。田植えのさなかにあつて、それを一時やめてまで農業小学校をやるといふのは、そういうようなねらいも一つにはございました。あえて我々が、ただ米をつくることだけに専念できなくて、そういうようなことまでやらなければならぬという実情をまずは理解していただきたいというふうに考えております。

それと、マスコミも含めて、この間の農業政策含めて農業事情、農業状況の流れの中で、現場の百姓は何をやっておるんだ、こういうような国際化社会の中で自助努力を含めてあるいは自立をする方向に向けてなせ努力をしないという声があることも十二分に承知をしております。しかし、あえて私どもの立場から言わせていただくならば、今度の新農政プランにうたわれておりますような形の、いわゆる担い手としての集団化というか経営体というか、法人化とか含めてございすけれども、我々はこの仕事で生きていかなければならぬということで必死です。ならば、ただ手をこまねいていただけではなくて、法人化した方が有利であり、あるいは土地の集積できるところは集積をしながらやれることは懸命にやつておるんです。

言うならば、今度の新農政プランは別に目新しいものではなくて、そういうものが効果的であるというところの地域の農業をやっている人の中、意欲のある人はもう既に取り組んでおると思ひます。私も、確かにまだその実効といひますか成果を上げるには至っておりませんけれども、三年前に法人化をしました、有限会社になりました。それは私の地域の中で米をつくり続けるためにはそれが有利であるということをやったわけであつて、新農政プランの中でそういうのが出るなんと

いうことはゆめゆめ知りませんでした。しかし、そういう形で私はやつております。

今、我々の中で一番心配しておるのは、そういうような新農政プランの推進をやりたくてもできない地域をどうするんだということについて、こ

べき人はやつておる。しかしやれない人をどうするんだというところが問題だということを先ほど申し上げましたけれども、それをフォローするという意味合いでいわゆる新農山村地域指定というのが私はあるんじゃないかとこのように解釈をしております。

ところが、それではその新農山村地域という指定を受けた地域であつたプランを実行する場合に果たしてできるかというときに、私はなかなか容易ではないと思つております。

まず、法人化しようにも法人の構成メンバーがないわけですから、そのあたりをどういふふう

に考えられておるのかという疑問が残ります。

それともう一つは、たしか三法案含めて関連法案十一法案でしたか、その改正なり含めてそれを讀ませていただきました。讀ませていただきました。讀もうとしておつたら五分ぐらひで眠つてしまいました。なかなか難しくて讀めないという部分もあります。

しかし、大体かいつまんで素人ながら解釈をすれば、非常にうがつた被害妄想的な感覚になるかもしれないけれども、あの全体的なプランの中で、もうこれ以上今の百姓、今の我々に対して、農業をあるいは農村社会を担ってもらふというのは多少無理がある。ならば、新しい農業とい

か新しい百姓を参入させなくてはしようがないんじゃないかというふうなものがあのプランの中にあります。それが具体的に、例えば株式会社でありあるいは法人格の中に農業以外の人の参入だとかいふものも含めてあるのかと。

もし万が一にもそういうようなことがあるとすれば、ちよつと待つてくだされと。まだまだ我々百姓はあきらめたわけじゃないんです、自分の手で地域の農地を担ひながら、自分の手で農村集落の機能を何とか維持するために踏ん張るという意欲はまだ残つておるわけですから、ですから、そ

ういう意味合いでは中山間地域対策という意味でのあの新指定という部分について、もう農民では無理だろうから農民以外にということはもう少し待っていただいて、もう少し我々にやらせていただきたいというはございます。

それで、我々でもうできないということであるのなら、例えば中山間地域の農地を農業以外に、あるいは中山間地域を地域以外の人が担うということがあっても私はやむを得ないかなというふうに思っております。しかし、その際にして、もしそこで出てくる利益があるのならば、その中山間地域に利益がきちっと還元されるような形でこれを行ってほしいという願いもあわせてございます。

私は、出てくるときに、ただあせ道でお互い百姓同士でいろんな愚痴を含めたそういうことをとうとうと述べておつてもしょうがない、めったにないこういう機会に、たくさんの方を常日ごろ思っておることを含めて申し上げたいという気持ちで出てまいりました。しかし、出てきたら十分でやめろということではございまして、思ひはいっぱいありますけれども、そういうような全体的に法案の文言については是非だと言うことは私にはできません。

しかし、この法案の持つ意味として、今のようなことを私どもは考えながら、危惧するところが危惧で終わり、ねらいどおりの、うたわれておるような文言どおり地域が活性化し、我々百姓がまさに希望をつなぎながら本意に意欲的に取り組んでいけるような、そのきっかけにこの法案なり新農政がなつてくれるものと期待しながら、一応私の意見の陳述を終わらせていただきたいと思います。

よろしく願ひいたします。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。それでは、これより参考人の方々に對して質疑

を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○菅野久光君 社会党の菅野でございます。

本日は、御多忙の中、それぞれの立場での貴重な御意見をいただきました。本場にありがとうございます。

私の持ち時間は十五分程度ということですので余り時間がないのですが、昨年六月発表されました農林水産省の「新しい食料・農業・農村政策の方向」、すなわち新農政と称される方向の具現化の第一歩として、今回三法律案が提案されました。

今日の日本の農業は、先ほどから皆さん方述べられておりますように、条件不利地域、いわゆる中山間地の問題とか、あるいは担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増大、そして内外価格差の縮小の名目のもとに農産物価格の引き下げまたは据え置きによる農家経済の悪化、加えて、ガット・ウルグアイ・ラウンドによる自由化問題等々、まさに日本の農業は危機的状況にあるのではないかと、これを何とかしなきゃいけないというのが私の今の気持ちでございます。

本日は、行政やあるいは農業団体、そして直接農業に携わっておられる皆さんにおいでいただきまして、それぞれの立場から、今最も農政に求めたいものは何か、たくさんあろうと思ひますけれども、そのうちの二、三、大変申しわけないんですが、お一人二、三分程度で述べたいだけは大変ありがたいと思ひます。どうぞよろしく願ひいたします。

○参考人(小林勝彦君) 行政の立場から申し上げます。今まで農政というのは全部の農家を同じように扱ってまいりました。先ほどそれぞれお話がございましたとおり、いろんな形がございます。大きな規模を求める者、また自分の生きがいを求める者、また、高齢化しておりますけれども自分の農地をしっかりと守ろうという人たち、いろんな人たちに對して一律の扱いをされてまいりまして、このことではいろんな形で農村がゆがんできたと思

うんです。ですから、私はこれからの展開の中で、どうしても大規模ないわゆる企業的な農業も必要でしようし、そういったものを中心にしなからモザイク状の中で地域がいろんなものが支え合っていく、そういう多様な農村が展開をされていくだろうと思ひます。

特に、私も北海道という立場より考えますならば、一番の課題は、先ほど申しましたとおり農地の集積をどうするかという問題でございます。分散錯雑の状態を解決して効率的な農業経営をするために、思い切った交換分合を中心にした農地の集積を含めて、そして規模のあるものに高めていく。と同時にまた、いろんな形で苦勞している農業の零細なものに對していろんな点の配慮をしながらその人たちの生き方を支えていく、そういう多様な展開が必要だと思ひます。

農地の問題、農地の集積化の問題等を含めて、中山間地域の対策もございまして、農村の多様な対応という問題をもう少し現地の町村なり農業委員会が具体的に展開できるような方策を考えていきたいと思います、このことが当面の一番の課題でございます。

○参考人(池田昭雄君) 端的に申し上げます。農地の問題等につきましては後で先生方からの御質問等もあろうと思ひますけれども、私は、農業の中の若者とか女性の個人の確立といひますか、個の確立というのが一番大事なことだ、現在考えなきゃいかぬことだと思っております。

経営体をどう育成するかということと同時に、家庭内の、従来の生業的なものもございまして、これも、例えば休みのとれる、そして一定の報酬もいただける、こういうことをやるためには、やはり家計と経営の分離をしながら法人化なり経営の確立が必要だと。そういうためには、現在、農業・農村におきまして特に若者と女性が家庭内において個の確立を求めるには、やはり経営体をどう育成していくかということには将来の農業の展望は出てこないということを私自身は考えておりますので、そのことをこれから大事にして

いきたいということでございます。今回の法案の問題につきましても、法人なり、私どもは家族協定農業の問題を推進しようと考えておりますけれども、そのことは先ほど申し上げたこととも関連する問題でございます。

以上でございます。

○参考人(石倉皓哉君) 私は二つあります。まず第一点は、先ほど冒頭の意見開陳の中でも申し上げたように、仮称でございますが、農業法のようなものが制定できないか。これは何も法律をつくれというのが目的じゃなくて、要は農業者が将来に對する展望を持てる、ここにぜひ着目して農業法の制定ができないか、こういうことを申し上げているのであります。生産現場に行きますと、農業者は将来展望が見えない、将来に對する不透明感、不安感が増大している、ここを一番強調されるわけであります、したがって将来展望を明確にしてほしい。

それから二点目は、やはり価格政策あるいは所得政策をきちつとやってほしい、こういうことであります。

例えば、米価水準は昭和五十一年の水準であります。私どもは、毎年毎年価格を下げられる、たまつたものじゃない。毎年毎年上げるとまでは言いませんが、とにかく価格を安定させてほしい。所得政策につきましても、平場のような地帯と中山間地を比べた場合に、どう逆立ちしても規模拡大とか生産性の向上は中山間は無理なんです。農家の怠慢じゃないんです。そこで、そういう中山間地域に對しては、あるいは条件不利地域に對しましては、環境保全とか国土保全とか美しい農村の自然の景観を守る、そういう点に着目するといひますか社会的機能に着目して、そういう地域に所得政策を導入できないか。大変難しい課題であります、粘り強く追求をしていただいで、どうしてもそういう中山間地域対策には所得政策を導入していただきたい、この二点であります。

○参考人(関川金吾君) 私は、農業・農村問題を

解決するには、何としても農業で食える条件をつくるのが問題解決の大きな要因だというふうに思います。

そこで、まず一つは、今もお話がありましたけれども、農家の皆さんが農業に従事をしながら将来への展望が持てる、こういう農業政策をまず国から示していただくことだ、こう思っております。

第二番目としては、やはり農業で食えるためのいわゆる価格政策を私は国の方針ではつきりと打ち出していただきたい、こう思っているわけであります。

特に、私は米作の単作地帯でございますので、つまり自助努力によって価格を自分で決定するというわけにはいかないわけであります。そういう意味で、私も蒲原平野の中での農家の所得というものを考えてみても、大体税法上から見ても農水省の統計等では所得率が六〇％と言っておりますけれども、実際の標準外経費等のいわゆる減価償却等を引いていきますと、可処分所得というのはいさうな数字でございまして、三万かそれ以下、こういうのが実態なわけであります。これでは実際に農業をやつてそれで生計を立てていくというわけでも無理な話でありまして、そういう意味ではデカップリングの導入だとかあるいはまた環境保全の還元策、こういうふうなものもあわせて農家の所得を維持できるような、そういう価格政策を私は樹立していただきたいというふうに思っております。

○参考人(山口力男君) 私は、新農政プランの中にもありますけれども、果たして経済的な条件の確立という点で若し人がこの職業に就くのであるのかという疑問を持っております。それ以外の要素も含めて、担い手という場合に、これを確保するあるいは農業をやる人を確保する場合には配慮して考えていかなければ本当の対策にはならないんじゃないかという思いを持っております。

そう言う一方で、きのうの先生方のやりとりを

見ながら大体その雰囲気は感じ取りましたけれども、今度の新農政プランというのは、三十六年の基本法にかわる、言うなれば我々百姓にとつてのバイブルとかいうかよりどころとなるような法律であるのかどうかというのが一つ大なる関心事としてあつたわけですが、どういふようなことならえ方かというのは先生方のやりとりで大体わかりました。

願わくは長期にわたつてこれを支えとして我々が頼つていけるような、法制度を含めて、新しいそういうようなバイブルになるような、よりどころとなるような何か柱が私は欲しいというところだけをまず申し上げておきたいと思っております。

○菅野久光君 大変ありがとうございます。

時間が余りありませんので、行政の立場で小林参考人にちよつとお尋ねをいたしたいんですが、いろいろな施策が霞が関の方で出されてきて、それぞれの市町村でそれをどうやっていくかというときに、私がいろいろ聞いていたのは、どうもいろいろの枠がはめられて市町村の独自性といふか、こういうところはこうなればいいんだが一つの枠があつてなかなかできないとか、せつかくやられてもそれが十分にできないというふうなことで地方の行政としては非常に困るというふうな話を聞いたことがあるんですが、そういう点についてどのようにお感じになつておられるか、率直な御意見をひとつ伺いたいと思います。

○参考人(小林勝彦君) もちろん、現場の中ではいろいろな課題もございましていろいろな規制もございまして、それぞれの町村が、人まねではなしに自分の町で何がやるのかという問題を中心にしながら、結構現場ではこれをそしやくしてうまく活用しているというのが現状だろうと思ひます。

ただ、私も一つ言えますことは、今の日本の、特に私たちの町の農業の担い手は戦後ベビーブームの人たちだつたわけですから、既に四十代半ばに立っています。彼らは、生まれてから初め

て去年から転作が緩められましたので、自分らしい農業経営ができるようになりました。それまで親の代を継ぎまして二十年間近く、ほとんど手と足を縛られた形で農業経営をやつておつた。そのもどかしさを我々現場の首長といたしましては常に感じながら、一緒にこの問題を苦しみながらやつてまいりましたけれども、少しその桎梏は解放されてきた。これからやはり自分たちの力に合せて、そして新しい展開をしなきゃならぬというところでございます。

そして、中央省庁にいろいろなことを文句を言ひましても、自分たちがどうして自分の町の中におけるセクショナリズムを克服して、どうやって有機的に展開をしていくのか、このことに知恵を絞らなきゃならぬ時代が来たかと、そんな点で首長としての責任の重さを感じております。

○菅野久光君 終わります。

○谷本龍君 初めに、池田参考人に伺ひます。先ほどの池田さんのお話ですと、十年間に相当膨大な農地の流動化といふのを見込んでいかなきゃならぬ。とするならば、それにふさわしい推進組織の整備が必要ではないかというお話がありました。ここに農林水産大臣がおつたら随喜の涙を流して恐らく喜んでらうと思ふんです。

私が伺ひたいのは、農家にとつてそれが一体どうなんだろうということ。例えば、これまで構造改善事業などをやりますという、農家からはね返つてくる声は、借金だけ残る構造改善事業というお話が多かつたんです。なぜそうなるか。価格が下げられて目算が狂つたということもありませんが、やはり規模拡大、資本整備をやつた後の技術経営管理、これに問題があつたという例が結構多いのです。

そうした問題とともに、これから非常に大事になつてくるのは、地域性を生かした農業ということだろうと私は思ふんです。そういう問題で、例えば技術問題を見ますと、戦前などの場合ですとかかなり民間主導型の技術開発があつた、地域的技術といふのがあつた。ところが、戦後、特に

昭和三十年以降にはこれはほとんどなくなつてくるんです。これは国や県庁の技術指導が中心になつてしまつたためです。そうして見ますと、技術問題一つにしても、もつとやはり民間の力といひますか地域的な力といひますが、そのところをどう出していくのかということが私は大事になつてきたと思ふんです。

戦前の民間の場合の技術開発にたつて、困難な時代の中でそれが生まれてきているんです。ですから、そういう意味でも推進組織というのがどうも必要になつてきているんじゃないのかと私自身は思ふんですが、その辺のことを含めてもう少し詳しくあなたの考え方を述べていただけないか。

○参考人(池田昭雄君) 認定制度をつくり、そして新しい経営体をつくり上げていく、こういう今回の経営構造立法なんですけれども、先生おっしゃつた点が一番大事だと実は考えています。つまり、集落の中でいろいろ話し合いが行われまして、そして税制なり資金の支援もする、こういうことだと思つております。

それで、私はそのことについては二つ問題があると思つております。一つは、そういう核になる人たちの問題はこれは別の問題がございまして、それからまた後で関連してお答えしようと思つてますけれども、例えばそういう人たちを認めて支援する、こういうことになりまして、一つは例えば農地の流動化問題がございまして、これは市町村段階でできる問題でございまして、例えば農地銀行活動等を通してそういう方を経営体として伸ばしていくためのいろいろな対応というのは市町村段階で出てくる、こう思つております。

それからもう一つの問題は、先生おっしゃいましたんですけれども、実は経営指導とかそういう問題につきましては、今度のこの法案の中身といひましては十分顔が見えてきていない。つまり、市町村段階だけでこういう問題の御支援を申し上げる経営指導の問題等については大変だと実は考えています。そういう意味になりますと、市

町村の中で、いろいろと組織もございますから、それを連合でいろいろ相談しながらやるということとはいいんですけれども、そればかりですと、県段階の例えは今まで法人の管理指導をやっておった関係者とか、それから自立経営の経営管理指導をやっておった関係者とか、そういう関係者の支援を得ないと、市町村段階であと経営管理をどうするんだと言いましてもとどまってしまう。こういう問題で、まだ今の状況は、それぞれ経営指導の問題まで市町村段階へおろしますと未成熟だと私は思っています。そこまですべていい。ですから、中で皆さんで集まっておりますこと相談してやってくださいよということだけですとやはりだめだと思っています。

したがって、市町村段階でやれる経営管理の指導の仕方と、県段階から御指導いただくといひますか、県段階からありますので、そういう関係者の御援助がどうしても必要になってくるんじゃないか。その辺を、何とはなしに市町村でセンターをつくるか協議会をつくるかというぐらひの話ですと、認定したんだけれどもあとどうするんだということになってしまします。したがいましで、そういうことがないようということでございます。

それから、第一点で申し上げました農地の流動化問題につきましては、私は、百七十五万ヘクタールをおっしゃるようになるといふわけですから、これはただごとでないと思っております。ですから、こういうふうなその核をつくって、私どもは農地銀行が今までの経験に照らして大事だと思っておりますから、そういうのを核にしながらぜひやりたいと思っておりますけれども、かけ声だけじゃいけませんので、そういうことを、推進体制の問題をこれからどういうふうにしたらいのか。つまり、構造の問題と経営を一体的に考える組織を市町村段階でもどういうふう構築したらいのかということが必要になってくる。こんなように実は考えておるわけでございます。

○谷本義君 次に、石倉参考人に伺います。

先ほど石倉さんが言われました農業法ですね、五年ぐらいを想定してのようですけれども、これはぜひひとつやっていくべきじゃないかと私も思うんです。

そこで、伺っておきたいと思ひますのは、これは全中さんのこれからの重要な運動課題の一つにしていかれるのかどうかということがまず第一点。

それからもう一つ伺いたいのは、先ほど石倉さんのお話の中で、特定農山村法案は一歩前進だと評価しながらも、財政措置などから見ると十分とは言えぬというお話がございました。私もその点は全く同感であります。御存じのように、衆議院段階では既に一定の法案修正を行いました。必要に応じて所要の措置をこれから講ずることにしようということ、それも法案の中に字句修正で入れたという経過があります。

したがって、もっと強力な措置をどうやっていくかというのはこれから残された課題だと思ひておるわけなんです。そういう意味では、西欧のようなデカップリングの手法もあります。あるいはまた、直接所得補償以外の方法としては、例えば第三セクターなどがやっております農林地の管理ですとか、これについて人件費の補助だつてできるじゃないかといったような考え方等々が出ておるわけなんです。そういうこと等についてあなたがどういうふうにお考えになっておるか、あるいはまたこういう方法もあるんじゃないのかという点があります。ぜひお聞かせいただきたいのです。

○参考人(石倉皓哉君) まず、最初の農業法の問題であります。実は、先ほど言いましたように、このしの一月から三月、約三カ月間かけて組織討議を全県であらゆる機会に議論していただいで積み上げてまいりました。その意見集約の結果は、大勢は非常にこの農業法がいいじゃないかという評価をいただいているわけですが、同時に、組織の中の意見としまして、考え方は大いに賛成だけれどももう少し慎重にかつ掘り下げた

検討をしながらこの問題を考えてどうか、こういうふうな意見になっております。

そこで、実は今日の参議院の農林水産委員会におきまして、十分御審議をいただいて、政府の方に大いに激励、ハッパをかけていただきたいて、この思っておりますが、運動論としてどうするかというところにつきましては、今後の政府や国会の動向を見ながら、また組織のそういう意見もありますので、慎重に再度議論をしていきたい、こういうふうに思っております。

それから二点目の、言つてみればデカップリングといひますか所得補償制度につきましては、実は農政審議会の中取りまとめの段階で二つに意見が分かれておるんです。一つは、日本型の所得政策の導入につきましては引き続き検討したかどうかということ、もう一つは、今回の中山間地立法を実施した上で必要ならまた考えたらどうか、当面は今回の施策で全力投球してみよう、こういう意見に集約されたわけですが、最後に中間取りまとめの議長としまして今後とも幅広い政策努力を要望するという意見が附加されておるわけがあります。

そのことは何を意味しているかというと、非常にこの問題は重要であると同時に、なかなか難しい課題であるというところの認識の別の表現だと、こういうふうな受け取っております。私どもは、所得政策には不安定な支給や最低限の生活を保障するものであれば効果が期待できない、支給方法が不適切であれば受給者の誇りを奪いかねない、根拠があいまいであれば国民の納得は得られないなどのいろいろな問題点があることも十分承知をしておるわけでありまして、そこで、中山間地域等を対象に国土・環境・景観保全等に資する活動への助成とか、あるいは税、社会保険料負担の軽減とか、あるいは地方交付税制度の拡大運用などの措置をとることはできないのか、そういうことで所得の実質的な確保を期することが適当ではないのかという考え方も持っております。

○谷本義君 ありがとうございます。

私の持ち時間、あと五分になってしまいました。最後に関川参考人に伺います。

先ほど来話も出ておりますように、今回の三法の中での議論の一つになってきておりますのは、一定の限度は設けていられるといひえ、企業が農産法人に参入することができるといふ道が資本参加という形で開かれるということが議論の焦点になってきております。その点についてあなたがどう考え

今回上程をされました特定農産物整備法では所得政策への言及が見られないわけでありまして、政府見解に見られるように、国民的コンセンサスの醸成等克服すべき課題は多くありまして、一朝一夕に導入することは困難であることは私も十分理解できるわけでありまして、将来の導入に向けて合理的な導入の仕組みを今後さらに模索していただいて、これらの手法の実現可能性や効果の検討に着手していただきたいと思っております。本委員会におきましても、議論を深めていただければ大変ありがたいと思っております。

いずれにしても、いわゆる所得政策の導入に当たりましては、やはり国民の合意、理解と協力が必須である。したがって、国民を納得させるに足る十分な理論といひますか筋道と内容が不可欠である。それから、ECの制度についてもですけれども、本場に我が国の風土にマッチさせるにはどうしたらいいかという、ECの制度も日本版に直して見て、さらに説得力を持てるような研究をしてみる必要があるんじゃないかということでもあります。

今回の法案に所得政策の言及がないことは残念であります。先ほど言った考え方で粘り強く今後とも検討して、ある一定の考え方がまとまれば、実験的でもいいじゃないかということ導入して、それがうまくいけばさらにこれを面的に拡大する、あるいはまた考え方の内容を深めるというふうな方法がとれないか、そういうふうな考えしております。

○谷本義君 ありがとうございます。

私の持ち時間、あと五分になってしまいました。最後に関川参考人に伺います。

先ほど来話も出ておりますように、今回の三法の中での議論の一つになってきておりますのは、一定の限度は設けていられるといひえ、企業が農産法人に参入することができるといふ道が資本参加という形で開かれるということが議論の焦点になってきております。その点についてあなたがどう考え

ておられるかということをお聞かせいた
きたいということがあります。

それからもう一つは、関川さんがおられる地域
というのは、新潟という地方大都市の近くの市で
ありますから伺いたいのではありませんが、地方大都
市の近くというのは、大都市で土地を高く売っ
て、今度はその金でもって近隣で農地を買ってか
なり大規模な農業をやるといふ例があるんです
ね。そういう例を御存じであつたらぜひお聞かせ
いたしたいのは、そうした別な地域からやって
きた規模拡大組、これと地域農業というのがうま
くやることのできるのかどうか。といいますのは、
企業型農業というのが登場することになつて
きた場合には、今出てきているその種の問題が
なり先を見ていく上で参考的な事例にもなつてい
くわけでありまして、そうした点がありましたら、
ひとつお聞かせいただきたいということでは
す。

○参考人(関川金吾君) まず、谷本委員の御質問
の中で、企業が資本参加をした場合にと、こうい
う御質問だと思ひます。

現在の農業、今までは原料生産が主であつて、
しかもまた農家というのは生産だけにいそしんで
おつて、それをどう有利販売するかについて確か
に認識が浅かつた点があつたと思ひます。それだ
けに、生産されたものを農家自身がどう有利販売
をするかということについてこれから十分研究を
していかなければならない時代だといふふうに思
ひます。そういう意味では、企業から法人の中に
参加をいたして、流通の関係等々のものをより
前進させるという意味では一定の評価をするわけ
でありますけれども、しかし、長年の農家の経験
からいいますと、順調に法人なら法人が経営が
成り立つて推移をすれば問題はないといふふう
に思ひますけれども、仮に思うように推進を図るこ
とができないということになりますと、結局は資
本にすべてを奪われてしまふ、そういう結果にな
りほしくないか。これは今までの経験からして私は
そう申し上げなきゃならぬと思ひます。

第二点目の関係について、都市近郊の農家の皆
さんが、つまり地価の安いところを求めて農業経
営の場を求めてきておる事例はあるのかないの
か、こういうお話でございますが、私どもの地域
にも確かにございます。しかし、それは農業委員
会等のいろんな問題等もございまして、あるいは
また地域とのコンセンサスを得ることがなかなか
難しい状況であらうといふふうに思ひます。

しかし、私どもの地域の場合については、一応
純農家でございまして、そういう意味では、私
どもの地域の皆さんの意向というものが受け入れ
ていただいておりますけれども、これが先ほどか
らいろいろと言われておりますような企業資本を
含めた形のものですればまた違った形が出てく
るんではないか、こう思ひますので、その辺は慎
重にこの扱いについてお願いを申し上げますな
らぬと思ひます。

○谷本委員 終わります。

○三上隆雄君 参考人の皆さん、日ごろそれぞ
れの組織で、そしてまたそれぞれの経営で模範的な
立場で努力されていることに心から敬意を表した
いと思ひます。なおまた、きょうは大変お忙しい
中、こうして御出席をいただいて私どもに御助言
賜ることにお礼を申し上げます。

大変これは失礼な聞き方になると思ひますけれ
ども、山口参考人にまずお尋ねしたいと思ひます
が、もしや山口さんは、全青協の委員長をやら
れた山口さんですか。

○参考人(山口力男君) はい。

○三上隆雄君 そうですか。私もかつては農協青
年部の県の委員長をして全青協の役員もやつた一
人として、一先輩として参議院にこうして籍を置
いて、日本の農業そして農民を救わなきゃならぬ
といふことで、きのうもあのとおり一生懸命やつ
ておりますから、どうぞ機会があつたら、ひとつ
あなたは衆議院で立候補されて当選されて頑張つ
ていただきたい、そのことをまず冒頭お願い申し
上げたい、こう思ひます。

山口さんに質問しますけれども、山口さん自身

が実際に今法人化されて、しかも尋常農業小学校
ですか、それをまた開設されて活躍されていると
いうことでございまして、その陰に、やれない地
域あるいはやれない農家をどう救つていくかとい
う大変貴重な思いがありました。あなた御自身の
経営体としての方針と、それほどやれない地域、
やれない人を配慮する、その辺の感情というのか、
それについてまずお尋ねをしたい、こう思ひま
す。

○参考人(山口力男君) 私自身は三上先生の名前
だけはよく存じておまして、青年部活動の先輩
といふことで、御助言ありがとうございます。
先生、私は政治家よりも百姓の方が向いており
ますので、こつちで頑張りたいと思つておりま
す。

私は、結果として、米はことしの場合には十一
町歩ぐらいの作付になりました。これは新農政プ
ランの先取りをして規模拡大をしたといふこと
ではないんです。十数年前に、このままではいけ
ば恐らく農業を含めて農業をやるといふ人はい
なくなるといふ思いがあつたものですから、新聞
にチラシ等を入れました、あらゆる農作業につ
いて私を初め私のグループで引き受けますから、
何とか農業だけは続けてくださいといふことを
やりました。そのことをずっと十数年間やり続
けた結果、もうこれ以上は、例えばあなた方が
稲刈りだけをやってくれるといふあれがあるも
のだから、あなた方にお願いをしながらか農業
に對する思いが強かつたから続けてきた、しか
し、年齢的にも七十五を過ぎまして、これ以上
はもう限界だ。だから、だれかに貸すかある
いは土地を売りたいと思ひけれども、長い間手
伝つてくれたあなたにまず話を持ってきたとい
ふような思い、そういうような要望を含めて、
できるだけ可能な限り自分なり自分の周囲で
その農地を借り受けたり買ひ取つたりといふこ
とをやつた結果、十数町歩になつてしまつた、
そういうことでございまして。

私は、基本的に、仮に経営体あるいは法人化に
よる今後の農業というものを検討するに当たつて

も、法人化の枠というのは少なくとも集落が集落
として機能するといふことが前提になると思
ひ、その枠の中の法人化だといふとらえ方をし
ております。ですから私は、農業小学校を含め
て決して他人のためにやったことはこれまで一
度もありません。すべて自分のためにやつてま
いりました。

しかし、私の理念といふか考え方としては、集
落の機能が維持できなくなつたりあるいは限界
を超えたところへ農家の数を減らしてしまつた
場合、自分の農業ももうやれないといふ信念が
あるのですから、自分のためにも集落の機能を
維持する、あるいはそれが維持できるだけの農
家の数を含めて集落の活力はやっぱり必要であ
る、そういう観点から経営をやつておられます。

法人化したといふのは、一つには、やむを得な
い事情という形の中で少人数で従来の農地を維
持管理する仕組み、システムとしては何が適切
であるかといふことをそれなりに一生懸命考えた
結果、生産から販売を含めて農業の枠の中に、
範疇の中に入れないとやらぬといふことで有限
会社にしたといふ、そういういきさつもござい
ます。

ですから、いわゆる他人のそういうようなこと
ができる地域のために私が何かやれるといふこ
とはないかもしれません。その人たちのために
やるつもりはありませんけれども、その人たちが
生き残らなければ私も生き残れないといふ思い
で可能な限りやれることをやり続けていく、そ
ういふ方針で今やっております。今度の農業
小学校では、とにかく農業を理論で語るな、
ずばり体験を含めて実践の中でそれを感じ取
るという形で農を語つてほしいといふのが一つ
あります。

この小学校以外に、私は、カルチャースクール
とかいう横文字を使いながら、これから数は少
なくなつてきて、それぞれの地域と事情とを踏
まえながらそこで農業をやるといふ人たちが
懸命に頑張つていけるような、経営者として、あ
るいは百

姓としてのスタイルというか、そういうものを確立するための講座も開きたい。非常におこがましい言い方ですけども、粗っぽい御説明で恐縮ですけれども、そういうようなものが私の今の経営の状態でござります。

○三上隆雄君 ありがとうございます。

それでは、北海道の小林町長さんをお願いしたいわけでありまして、私どもの認識では、やっぱり北海道は規模の大きい、少なくとも農業生産としては模範的な地域である、そういう認識であると思います。行政の方々も、そしてオビニオンリーダーと言われる人たちでもそういう認識でいると思うわけでありまして。

しかしながら、熊本の山口さん言われた、町長さんも、そういう地域でありながら残された中山間地をどうするか、恵まれない農家をどうするかという御発言がいくつもの中でありました。その地域を維持していくにはどうしたらいいのかという心配、憂いがあるから、そのような発言があると思うんです。その点についての御感想をいただきたいと思います。

○参考人(小林勝彦君) 北海道農業というのは、規模の大きいことももちろんでございますけれども、特に私たちの町で考えて言えば、うちは四千ヘクタールの水田でござりますから、新農政が言う二十ヘクタールで勘定しましたら二百戸の農家があれは事は足りることになります、それでは地域全体が町としての均衡のある発展ができるのかとなった疑問が出てまいります。

ですから、やはりどうしても北海道農業と言いつても二重構造の社会が必要でございまして、大規模ないわゆる企業的な経営も存在するでしようし、同時にまた家族経営を中心にしたものが、そこに生きがいを求める、そういう人たちが出てくるであろう。そうすると、規模の大きい地帯だからといって経済合理主義だけで農業社会を切り切るわけにまいりませんので、非常に難しい課題が出てまいります。

それから、いろんな形で新しく新規参入がなければ

れば地域を守れないのが現状でござりますけれども、地域参入した場合における農村社会が村社会として今までのいい協同組合思想的なものが温存できるのかどうか。そんな点で、この新農政がうたいます市場原理という問題と、現場の町を営営する立場からいけば必ずしも問題は一一致しないという点が出てまいります。ですから、企業的な経営を伸ばすと同時に、いわゆる従来の個別的な、家族的な零細な経営というものをどういうふうなバランスをとってやっていくのかというのは非常に大事でござります。

それから、私たちの町は非常に環境のいいところですが、中山間地域でござります。五つぐらいの地域がございまして、二十五年ほど前に集落移転をやりましたら、その地域は完全に残りましたけれども、それをやらなかった地域は全く崩壊をいたしました。そして、それらがいろんな形で、転作とかいろんな形の中でやってまいりまして、地域農業は大きく後退したという事実がござります。

ですから、私たちは、地域の農業の生産性を高め、企業的な農業を育てながら、どうやって町全体の農業を守っていくのか、このことがこれから非常に大きな課題でございまして、新農政の展開の中においてもそういう複合的、二重構造の農村社会というものに視点を当てた経営をやつていきまさんと、単に過疎を進めるだけになってしまふ、こういう問題点もございまして、非常に難しい時期にきているというふうに感じております。

ただ、いずれにいたしましても、私たちは、地域の均衡ある発展のために人様の力を受けないで個別的な経営を助けながらどうやって発展をさせていくのかということに対して、地域ごとの知恵を絞らなければならぬ難しい時期になってきた。先ほども菅野先生の質問にお答えいたしましたけれども、そういう考えの中で、自分の町にふさわしい経営というの、あるいは農業経営というもの、その地域を守るといふ問題とをどういうふう

に調和させていくのか、こういう努力が求められるのではないかと、こんなふうなことを感じております。

○三上隆雄君 町長さんの冒頭の御発言の中で、規模拡大して企業的な経営と、それを支える農家も必要だという表現をされましたね。今まではそういう形が、大農があつて、農閑期には適当な手伝いをして、そして農外収入を得たり、そういう形で地域というものを守ってきた。今新しい新農政というあいう極めて近代的ないわば構想だけを出したが、参考人として、あえて支える農家をいふことは何を意味するんですか。その点、御意見があったらひとつ。

○参考人(小林勝彦君) 何度も申しますとおり、農家の息子だけが農業を継ぐということでは完全な拡大生産になってまいります。農村の崩壊につながります。私たちの町でも、先ほど申しましたとおり、現在の農業の担い手はほとんど三十代から四十代前半の者でござります。この十年間に大卒あるいは高校を卒業して新規に農業についた者は五名ぐらいしかござりません。北海道の代表的な米作地帯でさえもその状態ですから、やはり農業を守るためにはどうしても新しい血が必要だと。

しかし、経済合理主義だけで切り切つてそれを進めたら、農村社会がまた崩壊していくという自己矛盾を内包しているという問題。それを、苦しみが農村社会を守るためにどうやっていくのかという点に対する手法という問題をこれから検討しなきゃならない、そういう非常に重い任務がそれぞれの地域の社会の中には課せられていふというふうに感じております。

○三上隆雄君 ありがとうございます。

そこで、新潟の関川さんにお尋ねしますけれども、きょう五人さんの御意見の中で、比較的今回の法案に対して否定的な御意見を述べられたのは関川さんがどちらかというとそういう見解を述べたと思ひます。

しかし、私も実際農業現場にいて、今までの

農業形態ではこれは限界があるなということを感じております。しかも、一千八百時間他産業並みの生涯所得二億五千万という目標を立てるとすれば、それはできないとするそういう状況の中で、あえてそのことに若干の批判をするということ、その点について参考人はどうお考えでしょうか。

○参考人(関川金吾君) 確かに、現状のままで農業経営を維持することは大変な困難性があることは事実だと思ひます。それゆえに、いろいろな関連法案を整備しながら地域農業なり農業というものを発展させるという側面的な条件整備というものは必要だと思ひます。

しかし、地域農業あるいはまた地域の活性化、農村というものは、総ぐるみの中で地域というものが農業を主体にして形成をされておる、このことを私どもやはり重視をしていかなきゃならぬ、こう思つております。

したがって、私どもの地域の中では、本来、この流動化を促進するに当たつて集積をしなきゃならない皆さんが大変な経済的な困難性に陥つておるわけでありまして。逆に、この法案等によつて土地を提供しなきゃならぬ皆さんは、いわゆる兼業農家でありまして、定年後余裕を持ちながら経営をしているというのが実態なわけなんです。

そういう面からいいますと、例えば末端の集落の農家組合という一つの組織がござりますけれども、その役員構成すら体質が変わつてきておるというのが実態であります。つまり、六十歳になりますと、今まで農業にいそんできた方が経営移譲年金を受けながら一線から退かなきゃならぬ。しかし、農業以外に従事しておつた方はそれからスタートになるわけですから、そうしますと、農村が大きく体質的にあるいはまた構造的に変つてつづつあるわけなんです。したがって、これから農業というものを本当に地域ぐるみの中でやっていくには、地域全体で創意工夫によつて新しい方向を見出していく、そのことを国が財政的に必要

ではないかというふうに思います。

しかし、今までの農業振興等のいろいろな関連のものを見てみても、いわゆる条件が余りにも強過ぎるがゆえに、なかなか一つのものをやるにしても、結果として自分が予定をしないものでも導入をしながら一つのものをまとめているかなきゃならぬ、そういうつまりいろいろな制度があつたわけです。そうではないに、これからメニユー方式で、それらの創意によって、一つの方針が出たとすれば、それらのものを主体性を持たせながらバックアップしていく、そういう法的な措置が必要ではないかと私は思っております。そうすることによって、地域農業あるいはまた地域ではないか、原則はわかりませんが、私はそういう夢を持っておるということでございます。

○三上隆雄君 それでは、農業会議所の池田事務さんにお願いしたいと思います。

こうして見ると、今までのそれぞれの参考人の御意見を聞けば、経営体をつくる、共同化する、規模拡大する一番のガンになっているのは農地の集積が困難だということだと思えます。その意味で、実際農業会議所は今までの農地の流動化を促進してきた立場にあつたし、よりその役割が重大化、重要化すると思うわけでありましてけれども、それに対する考え方はどんなものでしょうか。

あわせて、農地銀行なり農地保有合理化法人との関連等も含めて、現状と将来についてお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(池田昭雄君) 私どもの組織は、今まで農地の流動化対策を一生懸命にやっていたわけでございますけれども、これからはほとんど組織努力をしなきゃいかぬと考えております。

一つは、農地銀行の問題について今の状況はどうかということ、農地銀行の問題と保有合理化の公社との関係がどうか、こういう二つの御質問でございますが、実は農地銀行は、流動新法がで

きました五十五年から農地銀行ということづくりに上げてまいりましたのは、まだそのころ農地のアレルギーといいますが、返ってこないんじゃないかということがあつたものですから、農業委員会がやればそれが保証人になるからということで安心をしようというところが農地銀行をつくった第一点でございます。

それから第二点は、流動化の方向性を、農業委員会は公的な機関でございますから、農地銀行といたしまして、三上先生御承知のとおりです。そして、現在は農地の出し入れ、借りた人という情報を農業委員会の中で農地銀行の中に持っております。そういうことでやっております。

そこで、問題点でございますけれども、農地銀行は、御承知のとおり農業委員会は合議体に基づく組織でございますから、実施機関ということにはなっております。権利主体にはなれないわけでございます。したがって、おのずから農地銀行活動も限界があるということで承知いたしております。それでも努力はいたしております。そういうことでございますので、これからは農地銀行活動をもっと実践的に、具体的に成果のあるようにしなければいけない、こういうふうには思っております。

そうなりますと、県の農地公社といいますが保有合理化法人との連係プレー、今でも連係プレーはやっております。つまり、県の農地保有合理化法人は手足がありませんので、これを農業委員会が委託関係におきまして一定の役割を果たして処理いたしておりますが、必要によりまして所有権移転の問題が出たときには県の公社に上げてやっていただいている、こういう連係プレーを現在やっております。

これからは農地の借り入れなり貸借なり、そういう問題が非常に実効性を上げなきゃいかぬというふうな考えでおりますので、先生お尋ねの、今後の問題はどうか考えたいかということにつき

ましては、先ほど谷本先生へのお答えに十分お答えできなかったわけでございますけれども、農地の担い手にできる限り集積するといいますが、そういうことをやるためには何らかのこれから推進体制、推進組織の問題を考える必要がある。私は、保有合理化法人の持ちます保有合理化の機能と農業委員会が持ちます農地調整機能を一体的にと申しますか、一元的に何かそういう仕組みを考えることの工夫はないだろうか、こういうことを実は常々考えておつたものでございます。

したがって、冒頭申し上げましたとおり、今回の法案が農地対策と経営対策を一体的にやるということでございますから、先ほど谷本先生にお答えした話との関連も含めて考えてみますと、市町村段階の推進体制をどうしたいのかというのをこれから考えていく必要がある。ただ、それができるまではどうしておくということじゃございませんで、その問題が肝心なことだというふうには私は実は考えておるわけでございます。

以上でございます。

○三上隆雄君 最後になると思ひますけれども、全中の石倉常務さんにお尋ねしたいと思ひます。全中と私どもは常に一体的な考え方で行動をとるにして、多くは聞く必要もないし語る必要もないと思ひますけれども、農家自身が経営体となつて一定の規模拡大をする、そして生産から販売、流通まで実際実施するという形態をむしろ望んでおるし、そうならないと農家の所得が確保できない。とするならば、今までの農協とは競合する面が多分出てくるわけです。その場合に、連合会とは別として、単協と企業体との関係はどう考えるか、もしいい策があつたらひとつ御助言いただければと思ひます。

○参考人(石倉皓哉君) 今回の法案で農業生産法人の事業要件の緩和とか構成員要件の緩和、あるいはJAあるいは連合会が農業経営ができる、そういう道が開かれたわけでありまして、私どもは、地域農業の維持発展や農地の適正な保全を図

るためには幾つかの面でJAとかあるいは連合会による農業経営が必要だと思つておりました、また現場からの要望も強いわけでありまして、そうした場面とは何かということでありまして、一つは担い手が見つかるまでのつなぎとしての農地利用、二つ目は産地形成のためのモデル経営、三番目は新規就農者等への教育目的での営農、四番目は圃場が連担化するまでの営農など、そういう場面におきましてJAあるいは連合会の農業経営という現場からの要望が非常に強く上がつております。そのためには、一定の条件のもとでJAあるいは連合会の農業経営を措置する必要がありますということでございます。

一般に農業生産法人は規模の大きい農業を志向しておりました、その設立には大きな初期投資、施設園芸で五千万円、あるいは酪農でいきますと一億円というような膨大な初期投資が必要となるわけでありまして、これを支援する立場から、JAや連合会の農業生産法人への出資が必要とされているわけでありまして。

なお、現場では既にJA組合長等が農業生産法人をつくり、出資を行っている例もあるわけですが、例えばグリーン松任とかあるいはグリーン中主という農協は既に農業生産法人をつくつて出資をしておる、こういうことであります。

なお、組合員との競合が起る可能性につきましては、JAあるいは連合会におきましては、その行動は組合員の意思のもとに置かれており、組織の性格上、組合員との競合が生じるとは考えられない。そういう意味で、今回の政府案によればJA、連合会の農業経営については組合員の三分の二の同意が必要とされておりました、その点からもチェックできるということで、JAと組合員との競合はそういう面でチェックをして、あくまでも地域に住む組合員の合意、これを非常に大事にして、先ほど言いましたような現場からの要望を受けてこれからそういった方面に力を入れていきたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 ありがとうございます。

○浦田勝君 参考人の皆様方には、大変御多用の中を御出席いただきまして、私どもに適切な御指導いただきまして心から感謝申し上げます。

私は、自由民主党の浦田勝と申します。三十四年ほど農協長を務めてきたわけでありまして、今JA玉名の組合の会長理事を務めておるわけでありまして。したがって、皆様方とは言うなればまさに盟友、仲間の間でありまして、皆様方に失礼なことを申し上げる気はございませんけれども、少し簡単にさわることも申し上げるかもしれないと思いますが、同じ仲間としてお許しをいただきたいと思ひます。

実は全中、全農に關しましてお尋ねを申し上げたいと思ひましたが、その件に關しましてはまた先の機会に送るということにいたしまして、今回、新政策が提示されたわけでありまして、一年間いろいろと紆余曲折の中で論議をされてまいりました。言うなればいわゆる構造政策が主であつて価格政策がないじゃないかという意見が非常に議員の中にもあるわけでございます。細部にわたりますとやはりそう思わざるを得ない面があるわけでございます。

私は、今申し上げましたように組合長という職責からしまして、全中、国の指導等によりまして農協合併の方針に従つて農協合併をやつたわけでありまして。合併に次ぐ合併、再合併をいたしまして、二市八カ町の大型合併をいたしました。一万七千余の組合員を持つておるわけでございます。合併そのものも、従来は、行政がつながらないからだめだとか行政を越えてはだめだというような考えがあつたわけでありまして、今日の農業の実態からして、行政は越えても、飛び地になつても合併をしなければ農協は生き延びていけない、また組合員の営農と生活を守ることはできない、こういうことで合併をいたしたものであります。

さて、合併をいたしますと、組合員の中から出てくる言葉というのは、農協は大型化して官僚化

するんじゃないか、我々との關係が薄くなつてしまった、我々とはなじみがない、なじみのないやつが農協の窓口に乗つてゐるのは不愉快だ、こういうふうなことで出てくるわけでありまして。

特に、今日のように高齢化社会になりますと極度のサービスが必要になつてくるわけでありまして、今申しましたように大型合併したことによつて、大変なそういう批判もあるが、反面また農家に對しましての購買關係等々につきましてのいわゆるメリットというものが一つも出てこないじゃないか、こういう意見も出てきて、これを克服して、形の上で生産農家の皆さん方にきちつとしたそういう還元的事情ができるようにすべきじゃないか、あるいはまた、本当に低廉な肥料、農薬、飼料等を提供すべきじゃないかということ、いろいろな面で生活物資に至るまで今頭を痛めておるところであります。

ところで、この新農業政策、「新しい食料・農業・農村政策の方向」ということで出たわけでありまして、この中の「経営形態の選択肢の拡大」という中にこのように書いてあるわけでありまして。

労働力の周年消化、財務基盤の強化、幅広い人材活用が図られるよう、農業生産法人の仕組みの整備。

なお、株式会社については、株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適当ではないが、農業生産法人の一形態としての株式会社については、農業・農村に及ぼす影響を見極めつつ更に検討を行う必要がある。

「農業経営の法人化に向け、法人の設立・運営の指導、金融・税制面の支援措置などの整備を行う。」

こう書いてあるわけでありまして。

そこで、生産法人、個別法人の拡大に資する構造政策が進められるわけでありまして。法人化の区分の中で今申しました個別農家の法人化、生産組織などの法人化などがなされておるわけでありま

すが、法人化の問題点につきまして先ほど山口さんの方からユニークな御発言があつたわけでありましてけれども、この法人化の問題点について、具体的に見まして多少疑問もあるから石倉さんにお尋ねしたいと思ふわけでありまして。

この政策の中で法人化におけるJAの役割等が明確になつていないように思ふわけでありまして。これまで法人化に對しましては設立、運営に至るまで指導を行つてきたところでありまして。これが一般的であり、その他の法人については経済事業を中心とするJA事業と競合關係にあつたわけでありましてけれども、今回の法人化によつて、地域産業を振興し、組合員の営農と生活を守るというJAの基本的な役割というものを果たしていくことが出来るのかという接点が明確になつていないということでありまして。

また、法人化によつて組合員のJA離れが加速的になるのではないかと懸念もあるわけでありまして。それから、法人化のメリットを強調する余り、無制限に法人化を認めることは、JAと組合員との伝統的なつながりが希薄になつてくる可能性がある。法人化によつて税制上、制度上の各種優遇措置が十分に整備される必要があるわけでありまして、現行の農業法人に對する問題点とJAが抱えている諸問題に對する十分な検討が果たしてなされてきたのであろうかということでありまして。

法人化、企業資本が一定の割合で資本参加することにより、今後無制限に資本参入の道を開くことにはしなないか。現行農地法で守られてきた農地に對して、企業資本の参入により、伝統的な集落、農村は崩壊をし、投機的な農地の出現等の道を開くのではないかと予想されるわけでもありまして。現行の農業法人に對しての諸問題を十分解決しないまま新政策において法人化が提唱されているが、これでこれまで組合員との結びつきを基本としてきたJAの役割が欠落はしないか。地域経済等におけるJAの役割がますます重要になる中で、法人化においてJAの果たすべき役割を制

度上明確にする必要があると思はれますが、この点について石倉参考人のお考え方を承らせていただきますかと思ひます。

○参考人(石倉皓哉君) まず一つは、先生のお尋ねは、農業生産法人の構成員要件の緩和等を受けましてこれから一体JAはどのように農業生産法人にかかわつていくのか、こういう第一点の御質問かと思ひます。

これにつきましては、私どもは一定の条件を満たす農業経営が法人化することは今後の方向であるというふうにとらえております。JAグループといたしまして、積極的に農業生産法人を支援し、農業生産法人とJAのつながりを強化してまいりたいと思ひております。

ただし、JAグループといたしましては法人化推進のためには条件整備が必要であるというふうな考へております。

その一つは、農業生産法人のメリットの確保であります。平成五年度の税制改正で農用地利用集積準備金制度が創設された。これは大変画期的な私は税制改正だと思ひますが、そのほかいろいろ制度を導入していただいているわけでありまして、法人化による諸負担に照らしましていまだ十分とは言えず、一層の制度改善を今後お願いしたい、これが一つでございます。

もう一つは、農業生産法人を現場で指導する人材の育成は非常に不可欠であるというふうなことで、設立、運営の系統とか税務等固有の課題も多くありまして、そういう意味の農業生産法人を指導する指導者は不可欠であります。

JAグループは、みずからの体制整備を進めるべく農業法人指導士制度、これは仮称であります。意欲と能力のある営農指導員を対象に新たな資格試験制度を設けることで農業生産法人の支援を進めたい。また、農水省にも制度面などで支援をいただきたいというふうな考へております。

なお、先ほどちよつと申し上げましたが、一般に農業生産に必要な初期投資は非常に多額化と

いうことで、先ほど言いましたように施設園芸で五千万円、酪農で一億円ということで、とりわけ農業生産法人の場合は多額の初期投資が求められるわけでありまして。これを支援する立場からJAや連合会の農業生産法人の出資が必要とされている。こういうことで先ほど例を挙げたわけでありまして、こうした状況を踏まえまして、必要に応じてJAによる農業生産法人の出資を行っていきたいと思います。

それから、もう一つのお尋ねは、政府提案のように企業等の出資を認めた場合に、企業による農民支配のおそれはないのか、こういう趣旨のお尋ねかと思えます。今回の法案では、企業等の出資について議決権の四分の一未満の範囲内で認めることになっておりまして、議決権の上では企業等による農業生産法人の支配はないことになるわけでありまして、実際には出資を通じてなかりを持つた企業等が融資等を通じて農業生産法人の意思決定を左右することは可能でありまして、企業による農民支配のおそれは全くないのかというのと、それは御指摘のとおり全くないのか懸念なしというふうな断言できない面はあると率直に認めざるを得ません。

そこで、私どもは、法律上の要件のチェックを厳重に行うことももちろんのこと、企業等の性格を制限するなど運用面で何らかの歯どめ措置を講ずることが必要だというふうな考えております。

と同時に、これが大事でありまして、積極的な面ではJAによる法人への事業対応を検討するとともに、JAがより高度な機能を発揮し、農業法人のニーズにこたえていくことが最も重要だというふうな考えております。

また、農協連合会の農業法人への出資及び農業経営の道が開かれたことから、この機能を活用した積極的な対応が重要だというふうな考えておりまして、そういった農協による積極的な対応を通じて企業による農民支配を防いでいくという對抗措置も考える、そういう結果につながっていくと

いうふうな考えております。

御質問の趣旨にマッチしているかどうかわかりませんが、以上でお答えしたいと思います。

○浦田勝君 いや、あなたが言われるそれはよくわかっておるんだ。四分の一がどうだこうだということはよくわかっておるわけで、そんなことはもうとくに承知なんだ。

ただ、私は、合併してみても初めてわかったが、こんなに人材がいらないのかということです。

〔委員長退席、理事水田良雄君着席〕

例えば、経済連なんかはべらぼうにどんどん入れなければ今の時代に対応できない。中央会の職員だったら対応できる、県信連とかそういうのは、それで組織そのものが経営能力と指導力が問われてくるわけだけれども、その指導的な役割を果たすいわゆる生産法人の中で何ほどの人がおるのかということなんです。

確かに、農業に取り組んで、本当にプロに徹して、いわゆる職人かたぎでいいものをつくって産地間競争に打ち勝とうという鋭意をつくっておる生産農家があります。従来はおてつないでみんな一緒だった。ところが、おてつないでいったらみんな転がってしまふわけなんです。

だから、そこで選別をして、やる気のある人だけで集落で法人化をやつていこう。あるいは高齢者の中では、やれないからやつてほしいということとで、農地を預託しましょう、預けましょう、やつてくださーい、こういうことになればいいわけですから、たぐさんのいわゆる生産法人ができた場合、あるいは個別法人ができた場合に果たして経営がうまくいくかどうかということから始まるわけですから、果たしてうまくいくかわからないか懸念するところです。

ですから、私が言いたいのは、そこらあたりの指導をあなたたちがしつかりやつてもらわねえと困るということなんです。だから、先ほどの山口さんの話じゃないけれども、みんな政治家の話とか組織の上の話しか出てこないわけなんです。現場というものは非常に深刻なものがあるわけですから、そういう面では全中の皆さん方は、指導的役割をするためには、従来のような農水省が言うからはいそれではどうしようじゃなくて、農水省にこれだけはだめだと抵抗するぐらいのことはやっぱりやつてほしいと思うわけです。

あなたが言われた国境措置の問題、これはもう当然だと思いますよ。今度の新政策の中では、日本の農業は将来は外国の農産物と政府の補助なくしても十分に太刀打ちしてやりなさいと、こういうことが見えておるわけです。しかし、現実の国土条件からしても、日本がそのような外国とさしに立ち向かえるような環境にはないわけです。

したがって、やはり価格政策というものをきちっとしてもらわねえいかぬ。今度のやつはその価格政策というものが明らかにない。構造政策だけは華々しく打ち上げたけれども、価格政策というものがなくなっている。だから、あなたたちも言っておるように、五年程度は農業法で政府価格をきちんと押さえておく必要があるんじゃないか。

〔理事水田良雄君退席、委員長着席〕

毎回毎回、麦価とか米価で我々は本当にあなたたちの声を代表して政府に、大蔵等々に注文つけてやるわけだけれども、こんな茶番はないわけよ、はっきり言えば。大蔵省に言わなきゃ、財政当局に申し上げなければだめだというふうなことは話にならないんだ。農村の実態というのを見きわめて、吸い上げた税金から返すのが当たり前だ。

この前の畜産だって同じだ。畜産の自由化については、畜産農家に対しては再生産ができるようにするということになっておった。にもかかわらず、関税が一千万億ありながらも、これを出し流して、大蔵の一般財源に入つたからといって農水省は言いわけするけれども、そんなものじゃないんだ。だから、この前はおかげで農水省を初め御理解があつて御支援いただいた、結局は子牛の安定基金の問題については解決をしましたが、い

ずれにしましても、国境措置というものをきちっとしなきゃならぬ、組織運動の一環として当然やつてもらわなきゃならぬ。

あなたの御意見をここで再度お述べいただきたいと思ひます。

○参考人(石倉皓哉君) ただいま浦田先生から多方面にわたる適切な御指摘、全く御指摘のとおりでございます。大変心強い御発言だと思つて感謝しております。

先生の意を体しまして、今後とも全力を挙げて全中としましても頑張つてまいりたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○浦田勝君 だから、言うけれども、私は五十八年、山口さんたちの応援で国会へ参った。ところが、その当時、農協長の国会議員あるいは専門農協、それらの方々が三十何名おつた。今は現役は大塚さんとたつた二人だ。寒々しい限りですよ。農村の実態を思わせるようなものだ。まあ、平成元年でぶつたたかれてたんだけれども、本当にたつた二人しかない。

それだけ我々は本当に弱い立場にあるけれども、幸いにして、この農林水産委員会というのは、私は五十八年からずっとこへ座つておるけれども、ずっとじゃない、この前三年ばかりおらぬかつたけれども、与野党一致して本当に真剣に、思想的なものを盛り込まずにあくまでも生産農家の生活の根柢を守つてあげようということとで皆さん方がおやりになっておるわけです。ですから、あなたも今は転換期にあるわけです。流動する政治経済の中で、今後の農協の指導的役割を果たす全中の役割というのは非常に大きい。だから、この前のような不祥事はできるだけ起こさないようにして、生産農家の信頼にこたえていただきたいと思うわけです。

それから、山口参考人は、熊本同士で話してもいかなものかと思うけれども、この人はもう本当にユニークな人で、私も山口さんの尋常小学校に行つてきました。この開校式は非常に盛会なものであります。そして、聞いてみますと、多く

の方々が、親子とかあるいは集落とかあるいはまた学校の生徒さんたちがこの尋常小学校で農業の勉強をして帰っていただいているようであります。開校以来ずっと大にぎわいだそうでございます。

そのようなことで、農村に対する年を積み重ねる皆さん方のお考えというのが、農に親しむ、土に親しむ、環境に親しむ、こういうことでこの学校に行っておるものだと思いますし、これらの方々に、食料というものはこうしてできるんだ、日本の食料はこんなにして外国の品物と比べた場合に安全な食料だと、こういうふうな非常なPRがなされておるところでもございます。

私が山口参考人にちよつとお尋ねいたしたいのは中山間地帯の問題であります。中山間地帯はもう非常に幾種類もあるわけですが、御案内のとおり、中山間地帯の耕作放棄が災害の引き金になっておることも事実であります。今は環境問題が問われて、水源涵養林としてとかあるいはまたそういう緑資源の確保ということで中山間地帯に対する意見は出るわけですが、それから住んでおる方々がこれで飯が食えるかということがあります。

新規の作物を明示しながら、これで上げなさい、あるいは価格政策をこれだけのことはしますとか、早くやらなきゃならぬだろうし、あるいはまたその流通、加工、一般に至るまで、あるいはまた運送等々になりますと大変なハンディがあるわけですが、残念ながら中山間地帯に定着して営農をする方々が、残念ながらには林業が御案内のとおりであり、そしてまた特にシイタケも随分だめになってきた、それから、本当に残念なことですけども、過疎化の一途をたどってしまっておるということでもあります。したがって、固定化負債が多い農家が多いわけでありまして、これは私も合併してみても初めてわかったが、四分額なんかたくさんあったのに、こんなに少なくなったかといつてびっくりしたわけがあります。

の政策の上で生かすならば、はつきり言つて、率直に言つてどういう方法をとつたら一番いいか、価格政策が何か。これは山口さん、的確にひとつあなたの御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(山口力男君) 率直に今の先生の問いかけに答えるというあれですけども、一番難しい問題です。

その前に、少しだけ申し述べさせていただきます。と思いますけれども、例えば今度の新法案の前のいわゆる利用増進法で、定かではございませんけれども、たしか七十万ヘクタール前後の土地が移動したと言われている。今度の法案を含めて、これをきつかけとして七十万ヘクタールの農地の移動を考えると、いふに聞いております。

ただ、率直なところで、移動はいいんですけれども、その百七十五万の農地を一体だれが受けとめるのか、そういうような心配をいたしますか懸念がございます。特に中山間地域と言われるところで、じゃ私がこの地域の農業を含めて農地を担おうという人は激減しているはずなんです。そういう中でだれがこの百七十五万の農地を担うのかというときに、非常に勘ぐった、いい考えではないかもしれないけれども、いらないはずの担い手が担えるはずもない、受けとめられるはずもない。じゃ、それ以外のだれかがこの百七十五万の農地を受けとめるんじゃないかという、そういう心配もございまして。

ただ、中山間地域については、だからといって、いらないものをいらないのねだりで、どうしようもないからこのまま安楽死していくのを待つというわけにはまいりません。中山間地域、私の地域もその地域に入るのかもしれないけれども、少なくとも、私のつたない経験からいいますと、農業というのはそういう理論だと計算するでできない部分、要素を含めて多く含んでおると思ひます。少し答えが長くなりますけれども、例えば私が俵そうに私はもう二十年百姓をやっております

ますなんということを言つても、たつた二十回米をつくつただけでございまして、そういうような難しさを含めて要素があるんだということを再度多くの国民に御認識をいただきたいと思ひがります。

それともう一つは、そういう中で、自然なり土地を含めてその条件、環境を一番熟知しているのはそこで百姓をやつておる人たちだろうと思ひます。ですから、数が少なくなつてきておつても、そういう中で何とか踏ん張つて地域の中で生きていってその地域の農業をつくり上げようという人たちがいかに目ざとく見つけ出してこれを育成していくか、そしてこの人たちの考えるような農業をどういふふうにしてつくり上げていくか、それ以外に私は方法は今の段階ではないんじゃないかならうかと考えております。

もちろん価格政策を含めて、これは重要だろうというふうにも思ひますけれども、しかし価格政策は、一つ間違つて従来のような体質といふか、いわゆるだれかが何かをやつてくれるというようなそういう体質を維持し、依然としてそういうような形の中で自立できないというままで済んでしまふ、そういう危険もはらんでおるような気もいたします。しかし、当面の手当て策というのならばもちろん価格政策だろうというふうな考えを持っております。

○浦田勝君 ありがとうございます。

中山間地帯というのは本当に難しいんだ、はつきり言つて。本当に難しい。しかし、緑資源を守る山の戦士だということと特定地域を設定して、そこらあたりに補助金をやつて山を守つてもらふ。そのかわり、河川の泥さらいとか草取りもやつてもらふとか、そういうことでもええじゃないかぐらゐのことはいつも言つておつたけれども、現実問題としてはそれはまいりません。そこで石倉さん、あなたにばかり言うようだけれども、中山間地帯の補助率、これはやつぱりかさ上げ運動を展開していかにやいかぬだろうと思ひます。だから、今言われたように甘えの構造じゃだ

めなんだ、何でも。品物をつくるのはプロじゃないといふか。プロがプロらしいものをつくらぬから評判を落とすわけだけれども、しかし、今生き残つてやろうという人は皆プロ意識に徹してやつておるわけです。だから問題は、良質の労働力であるそういう人たちが、本当に定着しても飯が食えるんだ、こういう思いをするように全中の方としては挙げて運動を展開してもらいたいと思ひます。

あと一分あります。

今、大塚君が帰つてきたけれども、この大塚君と二人だ、本当に。だから、おれたちは本当にあなたたちとともに歩いていかなきゃならぬわけだけれども、従来のようにやあとやうただけではだめなんだ。もう通用しないんです、そういうことは。ですから、今私が一番懸念したのは、農協も大型化になつたけれども、遅すぎたなど。それで生きる道は何で生きるのか。これは農協としてのやり方をもつと考へていかなきゃいかぬだろう。ただし、今言われた法人化がたぐさんできてくる。これに対して農協との接点がどういふふうになるのかということが定かじゃないわけです。だから、そこらあたりのことと指導者の問題等々を考えると、これはもう大変なときだということになってしまつたわけです。

ですから、もう早速米価の問題があるし、自由化の問題も出てくるし、我々としては全く気の休まる暇はないんです。しかし、刻々として農村社会においては高齢化になつてしまつておる。高齢化の実態を踏まえて、いろんな福祉関係等々でも組織団体の方で打ち出してきてはおるものの、やはり農村に定着してどうやって生活をするかという、これが大事なことです。

私の地元、私の足元は平均年齢六十三なんです。だから、この前の災害でビニールハウスが三回飛ぶと、寝込んでしまつてだれもう起き上がらない。だから、農協の職員にお金を出して昼夜兼行でやらせた。そしてビニールをまた張りかえて、苗もとつてきて、みんな定植してあげた。

しかし、こんなことがいつまでも続くとは思わぬわけです。

ですから、そういう実態をよく踏まえて、先ほどの話ではないけれども、この新しい政策はいい政策であるとは思ふものの、さつき言つたように、余り構造政策だけに走つて、実体、中身というものを本当に農業をやつてよかつたなどという実感を持てるようなものになさきや、三十六年の基本法以来新たに今度は変わるわけだから、ここ当分はこの線で行くわけですからね。

そういうことで、参考人の皆さん方に心から御礼申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○風間昶君 公明党の風間でございます。

きようは本当にお忙しいところを五人の参考人の方々にお願いいただきまして、ありがとうございます。

今、浦田大先輩のお話を初めて私はこの国会に来て農林水産委員会で伺いました。本当にどっちが参考人かわからないぐらいの大変貴重な大先輩のお話を伺いました。ぜひとも農林水産委員会、大臣の前でその意見討論を行っていただければと思います。ありがとうございます。

それにそれといたしまして、鷹栖町の小林町長には大変私もお世話になっております。上川百万石の中心地であり、なおかつ福祉にさまざまな実績を上げていらっしゃる小林参考人に、この法案に関して一番大事な部分は、市町村の果たす役割が非常に重要になっているわけです。

それです。お伺いしたいんですが、認定農業者の認定を市町村がやること自体に対する御意見を、ちょっとお伺いしたいと思います。そして、今の市町村に認定をしていく役割をこなしていける、職員の方々の教育も含めて、体制が実際に現時点でおありなのかどうか。

それからもう一点、国に対して、財政措置も含めてやってもらいたいということはどういうことがあるのかという注文がありましたら、教えていただきたいと思います。

○参考人(小林勝彦) 認定制度というのは、運用を誤りますと町村長が自分の町の農民を選別するという危険もあるわけでございますから、このことに對しては、先ほど申したとおり農村には多様な農家があるわけですので、それを見ながら適切な対応をしていかなきゃならない。そして、たとえ規模は小さく零細だといいながらも、自信と誇りを持っている農業者を傷つけてはいけませんので、これらの運用についてはやはり農業委員会との緊密な連携が必要だろうと思います。

現在農村の中では、農業者が選ばれている公的な機関としては農業委員会が一つの中心になるわけでございますので、農業委員会の意見を十分聞きながら町村長が認定の作業をしている。これは単なる農村の中における振り分けではなしに、それぞれの個性と能力を生かした中での農業を発展させるための認定でなきゃならない、そういう認識を持っております。

それから、農業者でも三つの要素を持っていると思います。労働者としての立場と技術者としての立場と経営者としての立場と三つあるわけですが、今の若い農業者というのは、案外労働と技術については非常に意欲的なんですが、経営

的なことについてはなかなか難しい点がございます。そして、先ほど浦田先生のお話にありましたとおり、人材が乏しいのが現状でございますから、そういう問題、育成するという教育活動を含めてのこれからの認定という問題は、地域の中で農家同士が反目しあったり、農家同士がお互いの足を

引つ張ったり、そういう意味じゃなしに、いい意味での農家の発展、農村の発展を圖るようなための認定という問題は、農業委員会等の意見を聞きながら町村長としては十分に対応していかなくてはならない、このように認識をいたしております。

○風間昶君 国に要望することはございませんか。

○参考人(小林勝彦君) 国に要望、いろんな形で問題はございますけれども、いろんな認定制度、

これは農用地利用増進法の中でもその育成の一部はございしたけれども、このことは余り何ら干渉がましいものにはございせんでした。ですから、それぞれの地域の農用地利用増進法の中における改善団体の意見を聞きながら、改善団体は農民だけで構成をされておりますので、その中の意見を聞きながら運用してきたという民主的な運用の経験がございますから、特別このことに對しては国にどうこうという要望をいたしておりませんけれども、私どもとしては、先ほど選別をしてはいけないという認識の中で対応するという、そのことに對してもう少し市町村の自主性といましようか、そんなものを尊重していただけるような方策がとればな、こんなことも感じております。

○風間昶君　もう一点小林参考人に伺います。

中山間の地域特性を生かした戦略的な作物とい
いましょうか売れる作物、これが大事な視点に
なっていくんではないかと思うんですけれども
御町ではどのような作物が考えられるのか、ま
た、営農指導や販路の開拓にどういうふうに取り
組んでいかれるのか、それを簡単にお話し願いた
いと思います。

○参考人(小林勝彦) 中山間地域に独特な農産物を定着するのは大変難しい点がありまして、特に中山間地域ほど高齢化も進んでおりますし、地域のリーダーというのはどうしても少のうございます。ですから、四十代、五十代、六十代のある高齢者になりましても地域のリーダーの核になる

ような者を育てなきゃならないと考えております。とかく我々は人材育成となりますと二十代の者を対象に考えますけれども、農村社会の中では高齢者の能力をいかに再開発するかということが非常に大事だと思います。

そんな点で、非常に対応の仕方が一律にはいかない点があると思いますが、私どもの町では、一つの特徴といたしまして、町の農業開発公社が中心になりまして、トマトジュースの生産であるとか、そんなものしながら、価格等についてもき

ちつと保証をし、そして新しい地域の特性を生かした産品として伸ばしていくという一つの例がございます。

しかし、一つの農産物を加工したものにグレードを高めるというのはなかなか容易でございませんで、それぞれの地域の実情があろうと思ひます。それらを生かしながら、画一的ではなしに、山間地域の新しい特産化というのを図らなければなりませんし、それに対して地方自治体もいろんな形で財政的なあるいは技術的な支援もしなきゃならない。そういうふうな多様な手法を持ちながら、それぞれの地域の特性に合わせたものを育てていくという努力がこれからは一層必要だ、こんなことを感じております。

○風間昶君　ありがとうございます。

池田参考人にお伺いしたいんですが、これまでもお話を伺って、中山間地域対策の件で、農業者だけの問題では決していないと。中山間地域はいろいろな問題が、規模拡大もそれから土地改良も事業もうまくいきづらい側面があつて、条件不利地域でしょうか、その活性化を図るために大変な御苦労があると思うんですけれども、中山間地域に対する直接的な所得補償の導入についてのようにお考えなのか、一点お聞かせください。

それからもう一点は、先ほどから話題になっております農業生産法人に対する緩和の件で、各種のチェック体制が必要だということで、私もそれは同感でございます。現在は市町村の農業委員会の方が行っていると思いますが、企業の参入も含めたて、悪用を防ぐチェックの有効性を確保するため、

めにはどんなふうなことが考えられるのか、この二点をお伺いしたいと思います。

○参考人(池田昭雄君) まず、中山間地の問題でございすけれども、私はデカップリングの問題につきましては、農業者だけの問題ではないし、市町村段階でも地域の人たちがどう考えているか

という問題です。そういうことで、ある程度一定の国民の合意を得た上でやるならやるべきじゃないか、こういう考え方です。つまり、どういふこ

とかといいますが、そういう人たちの中でもちゃんとした、農業で生きるんだという人たちがいらっしゃるわけでございますから、それに対してはどういう施策的な御支援を差し上げるか、こういうことが一番大事だと思っております。

そういう意味では、実は私も各地に行っておるんですけれども、どうしても一定の基盤整備をやる、そうしますと、その辺がてこになって自立的な農業がその中で育っていくことを、遅まきではあってもそのことを追求しなきゃいかぬ問題だ、こういうことです。でありますと、そういう人たちが何かばらまきの話の中で追い込まれてしましますと、じゃ将来どう考えたらいいの、というふうに生きるんだ、という問題をなくしては困るんじゃないかという気持ちがございます。まして、実は半分半分の、いずれにしても制度的な支援は必要ですし、農業としてちゃんと生きなければいけないという、自立性を求めるという発想も必要だということ、そんなようなことを考えますと、農業のことを考えますと、基盤整備をやるのが大事じゃないか。

と申しますのは、北陸筋を実は先月見てまいりましたけれども、そういうところでも農業基盤を整備するというのが一番大事だというふうに考えております。とかくこの問題につきまして、下手をしますと何かリゾートみたいな話に追い込んでしまします、それが終わったらもうあとはどうしようもないという話に追い込まれると、今度はまた大変なことだというふうな認識が私は強うございますから、そういう感覚を今持つております。

それから、チェックの問題でございすけれども、御承知のとおり、今でも農地法の三条関係で一応チェックしておりますけれども、これからの問題として考えますのは、一つは三条のときのチェックをきちんとやるということがまず一つ。それからもう一つは、認可後のフォローをどうするかというところは、生産法人台帳をつくりまして、そこで農業の状況の変化が起こる、生産法人

でありますから、毎年その後の状況はどうなったという点検の対策は必要だ。許可したら後は一遍こつきりでおしまいだということでございます。と、何がどうなのかわからなくなってしまうということでは困りますから、フォローがどうなったかということの点検が必要だというふうに考えております。

それからもう一つは、ちゃんとした報告義務を負わせる。こういうことが大事だと考えております。場合によりましては、また立ち入りをやって点検をするとか、そういう二段、三段、四段の手順が私どもとしては必要なことではないのか、こういうふうには実は考えております。

いずれにいたしましても、これから省令なり通達なりで多分お役所の方が当然考えていると思えますけれども、私の方も組織努力を続けていかなきゃいかぬ問題だ、こういうふうには考えております。

以上でございます。

○風間和君 ありがとうございます。

それでは石倉常務に、先ほどもお話をいたしました、生産法人の要件緩和の件ですが、人材の育成、強力なリーダーシップをとる方々の育成というお話がありました。むしろ育成の前に人材を発掘することが私は大事じゃないか、そういう意味で全中の皆様方のいわば人を見る目、これがいかん大事なのかということを考えているわけですが、けれども、具体的にどうしていけばいいのかというところをもしお考えありましたら教えていただきたいと思っております。

○参考人(石倉晴哉君) 人材をいかに発掘するかということ、先生の御指摘のとおり大事なことであります。そこで私どもは、一昨年にあります、第十九回全国農協大会を開きまして、「農協・二十一世紀への挑戦と改革」という方針を決定しまして、三つの目標、三つの改革ということに今全力を挙げて取り組んでいるわけでありまして、その一つが農業改革であり、二つ目が組織の改

革であり、その組織の改革をするためにはその農協に働いている役員職員の意識が変わらなきゃならぬ、こういうことで、CIの導入等で役員職員の意識改革に懸命に取り組んでいる、こういうことでもあります。そこで私どもは、特に大事な点は挑戦、チャレンジ精神なくして改革なし、改革の土壌は健全な危機意識がなきゃいかぬ、こういうことで全力を挙げてやっております。

そこで、今既に三千百の農協があるわけでありまして、現段階の各都道府県から上がってきております農協合併構想によりまして、七百五十農協、下手をしますとさらに加速化しまして五百農協ぐらいになる可能性もある。この七百五十というのはどういう意味かというと、平均的に言いますと大体各県とも十五から十六、十七、二十以下の農協になっていく、大変な大型になるということでもあります。

そうすると、大型化になれば、当然に職員も多くおるわけでありまして、いわゆる適材適所、そういうことも十分に配置が可能だということなことでありまして、そういうようなことで職員の人材育成あるいは人材の掘り起こしということに全力を挙げていく、こういうことであります。

例えば、十農協があつたのを合併しまして一農協になった場合、今までは総務部の職員がそれぞれ農協に五名ずついたとしましたら、新しい農協になった場合には五十名要らないわけです。例えば十五名でいいとか。そうしたらあとの三十五名をその一人一人の適性を見て適正な職場に配置できる。そういうこととか、要するに合併によりましていろいろメリットも可能だ、こういうことであります。

それから、農協の民主的運営のためには、私は生産部会といえますか生産組織、これが活性化するといいまして、それが農協の全体の運営のチェック機能になるということでありまして、そういう観点からも今指導しております。

それから、営農指導員の問題がよく出ますが、経営管理能力にすぐれておって、さらには非常に高い技術を持つておる、あるいは集落とか地域をまとめるそういう能力も持つておる、こういう人はなかなか少ないわけでありまして、そうではなくて、例えば営農指導員についてはむしろオーガナイザー的な機能を発揮したらどうか、これは私の持論であります。要はそういうすぐれた、専業農家は大変な技術を持つておるわけですから、その人に生産部会の技術の面は任せる。営農指導員は何をやるかという、もっと積極的に情報提供をしていくとか、あるいはハイレベルの専門家の話を聞くとか、要するに組織をオーガナイズする機能があれば私は十分に営農指導の機能を発揮できる。

そういうことでありまして、人材の掘り起こしと同時に、人材をどういうふうに育てるかということとは非常にこれが決定的な大事な課題だということでも全力を挙げてやっているとございす。

○風間和君 ありがとうございます。

時間が余りありませんから、実際に農業現場にいらつしやる関川さん、また山口さんに、農業経営の法人化の問題について、実際に農業の現場にいるお立場から法人化というものを今後さらに進めていくことと考えていらつしやるのか、一言で済まされなかつたと思いますが、お考えまた御意見をいただければありがたいと思ひます。

○参考人(関川金吾君) 確かに、これからの農業経営というもののについては、個別の兼業農家というものについても環境の関係等々からして重視をしていかなきゃならぬと思ひますが、本当に農業で経営をし、その中で生活を営んでいくということになりますと、今のようないくつかだけではだめだということも思ひております。

法人化を進める際に、主体的に農家の皆さんが生産法人をするということについては問題はないように思ひますけれども、ただ問題は、先ほどからも言われておりますように、現在の既

かという町村長の主体的な考え方を展開しながら
そういう役割を持つていかなくてはならない。

ですから、大規模なものもあるでしょうし、零
細なものもあるでしょうし、高齢者の方もあるで
しょうし、いろんなものを抱えて自分の町はどう
いうふうにしていくのか、そういう一つの独自の
計画を上からではなくに自分の町として考えてい
く。当然この計画は都道府県の計画との整合性も
ございませうけれども、単なる都道府県から与えら
れたものでなしに、自分の町から発想していく。

その発想の基本は農民の個々の意見を十分聞いた
上での民主的な計画づくりである。当たり前のこ
とですけれども、そういう自分の町を守るための
やらなきゃならない対策というものを対する市町
村長の責任というものは今回の法律で非常に強く
うたわれておりますので、その責任の重さを感じ
ながらこれから努力をしなければならぬ、こん
なふうに感じております。

○参考人(池田昭雄君) 問題点が多かったわけで
ございますけれども、まず第一に、企業参入の
チェックシステムの問題についてのお話でござい
ました。

これは先ほどお答えを申し上げましたんです
けれども、いずれにしても入り口の段階で農地法
三条できちんとやるといふこと、その後の問題
につきましては農業生産法人台帳で、あるいは六
ヵ月とか一年、その状況ごとに具体的にチェック
していくということが大事だろうというふうに考
えております。

そこで、あとは二段階、三段階の方の問題がご
ざいまして、冒頭の意見開陳のときに申し上げま
したとおり、確かに顔の見える部分と、今後は顔
の见えない部分が出てきたわけでございまして、
それからそこにつきましては二重のチェックがそちら
の方でもあるわけでございまして、そこをきち
んとした対応をしていくということに尽きま
す。時間がありませうから端的に答えておきま
す。

それからもう一つは、中山間地の問題につきま

して、農地の問題につきましてお話がございまし
た。これは確かに私も考えておりますのは、
中山間地が農地の四割を持っている地帯でござい
ますから、従来の農振法の世界だとか農地法の世
界で同じようにきちんと対応していくということが
大事だということ、そういう地帯だから何か
規制緩和をかけて将来取り返しがつかないような
話になつても困るということがございまして、
従来のような考え方できちんとした対応をしてい
くということに尽きます。

それから、一番最後の推進組織の問題について
具体的にどうかということでございますが、先ほ
ど谷本先生が三上先生にお答え申し上げましたこ
とに尽きるわけでございまして、ただ九〇年の話
は、いずれにしても農地の状況が大きく変わつて
きております。二十一世紀に向けてどうするか
ということ、農業団体としまして大変なことだと
考えております。そういったこと、私も私ども
の組織では大事なこと、優良農地を将来に向けて
きちんと守っていくことを組織の責務にす
べきだということ。それから担い手問題につきま
しては、私どもの方は経営者組織の連係プレーを
やっておりますし、それから農業者年金の実務を
承っております。県段階、町村段階で。しかも、
高齢化社会を迎えまして年金の問題は担い手問題
等と考えますと非常に大事なことになると思いま
すので、その辺を大事にしよう。

それから三点目は、農政が混迷しておりますの
で、利益代表の役割をいたしましてきちんとした
しつかりとした対応をやりたい、こういうことを
実は考えたわけでございまして、まだ具体的にど
ういう段取りということにはございませんで、法案
が成立しますれば、経営の問題と農地の問題につ
きまして一体的に考える組織が必要だということ
と、先ほど申しましたように農地銀行活動とそれ
から県公社との連係プレー、一体的な仕組みとい
うものを考える時期に来ているんじゃないかとい
うことに尽きます。

時間がありませうのでその程度にさせていただきます。

○参考人(石倉皓哉君) まず、農地の流動化の問
題であります。私は、今後、我が国の経済情勢
がどういふふうになつていくのか、あるいは労働
力の動向がどういふふうになつていくのか、農地
流動化に対する支援策、こういうことによつて
百七十五万ヘクタールが確保できるかどうか、そ
ういふ進展度合いは今言つた三つの要素によつて
大いに左右されるわけでありまして、過去の流動
化の推移を見ますと、かなり思い切つた財政支援
や適切な施策が伴わなければ百七十五万ヘクタ
ールの流動化はかなり難しいなというふうに判断を
しております。

それから、土地条件等によりまして、大規模な
稲作反つてを展望できる地域というのはおのずか
ら限定されてくるというふうに思つておりまし
て、そういう稲作十ないし二十ヘクタールの反つ
けが展望できる地域以外では、労働力の有効活用
とか経営の危険分散などの観点から五ないし十ヘ
クタールの複合経営というものを基本として、そ
ういふ育成対策を進めていくべきではないかとい
うふうに私は思つております。

いづれにしても、地域の置かれた条件に
じまして規模目標を設定し、生産体制を仕組むこ
とが必要であるというふうに考えております。今
回、政府が法案において県・市町村で目標を設定
するとしているのもその面での配慮があるものと
理解をしております。

それから、合理化法人の問題で、離農促進につ
ながらないか、こういう御指摘であります。相
対によりまして農地の貸し借りは、ややもしますと
いわれる出作・入作、つまり他の集落とか他の
地域に出ていって経営するとか他の地域から入つ
てくる、出作・入作と言つていらっしゃるんですが、
そういうことを伴うなど、必ずしも農地の効率的利
用につながる側面があるわけですから、農地保有
に有効な事業でありまして、J Aグループとい

しまして積極的に取り組んでいきたいというふう
に考えております。

なお、平成五年四月一日現在、おおよそ三百五
十のJ Aが合理化事業に取り組んでいるわけであ
ります。出生率の低下の影響から、我が国の労働
力人口は西暦二〇〇〇年をピークに減少に転じる
ことが予想されております。農水省の予測によ
りますと、農業労働力も十年後には現在の三分の二
に減少すると見通されていられるわけでありまし
て、したがって、今後は農村にいまさらまな人
材、労働力を生かすことを考えなければならぬ
い。すなわち、拡大意欲のある農家には農地集積
などを通じてその機会を与える。兼業農家や婦
人、高齢者なども農村の重要な構成員としてそれ
ぞれの状況に適した農業に従事し、役割を果たし
ていただくことが必要であるというふうに考
えておりました。農地保有合理化事業を実施するに
当たつてもこうした考え方で進めたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○参考人(山口力男君) 林先生の御質問にできる
だけ簡潔にお答えしたいと思つておりますけれど
も、先ほどの私の意見、舌足らずの部分もござい
ます。

今度の新政策の中で、農業を必ずしも効率の面
だけで見てはならないという文言が入つておつた
ことに対しては、私は正直言つて従来にない姿と
いうことで感激をした。しかし、中身をめくつて
みれば、農業基本法にうたわれておつた選択的
拡大路線、いわゆる効率路線と何ら変わらな
いところである種の失望を感じたことも事実で
ございまして。

しかし、個人的な私の考え方や理念の中で、百
姓というのは少なくとも制度や仕組みでこれをす
べて律することはできない。意欲を初めとして
我々の心までは制度や仕組みでは解決できない部
分があるんだということが私の信念でもあるもの
ですから、こういうものに余りこだわらないとい
う私個人の事情もございまして。

それとい、認定農家の問題ですけれども、認定をする際、じゃ認定農家の定義は一体何なのか、規模なのかあるいは意欲なのかというようなものを含めて非常に難しさがあるんじゃないだろうか。むしろ、こういう問題についてはもう一歩踏み込んだところで、西欧がすべていいというふうには私は思っておりませんけれども、あのスイスのマイスター制度みたいな形で我々農民自身がそのことを努力目標として目指すべきものという、そういう仕組みであればもっといいんじゃないだろうか、そういう感想を持っております。

それと、女性の役割についてということでございますけれども、私は、世のフェミニズム運動とか言われるそういう運動をやっておる女性の方々と議論することもあるんですけれども、特にその際に申し上げるのは、農家に来て見ていただくたい、我々の家に来て見てもいいなと。あなた方は女性の権利がどうのこうのとおっしゃるけれど

も、私の母親を初めとして我々農村の女性というのは、一人前の労働力として、母親として、そして主婦として、一人で三役の役割を担っておるのだ。本当の意味でこういう人たちはこそ自分の権利を主張すべきで、本当に主張すべき人はなかなか権利を主張しないものなんですなという皮肉を交えてよく話をするんです。ですから、十二分遇ざるほど私は農村社会における女性の役割というのを評価いたしております。

ただその際に、そういう運動をやっておる彼女たちから、じゃ農協になぜ女性の理事というのはいいのか、あるいは農地の所有者名義というのは大体男性というのはなぜなのかというような問いかけがよくございます。それに對してお答えしておるのは、正直申し上げましてそれだけ頑張っておる農村の女性たちが、じゃ私が農業協同組合の理事をやつてそれを担おう、あるいは土地は私の名義にしながら担おうというような、まだ残念ながら意欲とそういうような認識に達していないという現状があるということを申し上げ、決して男性がこれを阻害しておることではないんだ、た

だそれだけが理由ではないんだということを申し上げながら、女性問題に対しては自分の意見としております。

以上、お答えいたします。

○星川保松君 私は、山形県、今で言う中山間地帯の農家の次男坊に生まれまして、一番初めに選挙をやったのは農業委員の選挙で、二十歳代でございました。その後自治体の仕事もやってまいりました。今実家では私の兄貴が百姓をやっております。私も畑を少し持っております。農家の資格を持っております。地元の農協の正組合員でございます。

それで、今回の新農政について、いろいろと考えて農水省の皆さんと議論しておるのでありますけれども、きょうはそのことについてお一人お一人と何時間でもお話をしたいなど、こう思っておるんですが、割り当ての時間は十分しかございません。

それで、私は、新農政を考えるに当たって一番大事なことは、いわゆる昭和三十六年につくり出した農基法ですね、その農基法農政三十年というものをしっかりと振り返って、失敗したことは失敗した、ここは成功したというふうに着目して分析をして、その上に立って新農政を打ち出していくか、また大変な過ちを繰り返すのではないかと、こういうふうに着目しているわけなんです。

それで、私なりに基本法農政というものを振り返って見ておるんですが、成功例というものはなかなか見つからないんです。失敗例ばかりやたらと目につくわけなんです。

その中で典型的なものが私は三つあると思うんです。それは何かといいますと、今、農業・農家の後継者がいない。ほかの産業にちよつと見られないと思うんですが、後継者がいない。それから嫁さんの衆手がない。これもほかの産業で見られないわけなんです。もう一つはいわゆる三ちゃん農業で、おやじさんが勤めに出て、そしてじいさんとはあさんとかあちゃんが農業をやっておると

いうような状態になった。

これは一体なぜこうなったんだらうか。やはり農業全体、農家全体が落ち込んでいった、その落ち込んだ病的現象といえますか、そのあらわれがこういうことになってあらわれてきているんだ、こう私は思うわけなんです。そういう立場で農水大臣と一生懸命やりとりをしているんですけれど、農水大臣とどうもかみ合わないんです。

それで、いわゆる基本法農政というのは他産業並みの所得を得られるようにするんだと言つて三十数年頑張つて、そして格差はさらに開いた。なぜだと言いますと、農水大臣は、いや、農

業の方も伸びただけけれども、ほかの方はさらに伸びたんだ、だからこういう格差が広がったんだと、こうおっしゃるんですけれども、私はそういうことだけでいいかと思うんです。

それで、なぜこんな農業になったんだろう、なぜ後継者がいないんだろう、嫁さんが来ないんだろうと言いましたら、農水大臣が言うことには、それは農家の皆さんが後継者や嫁さんに月給をやらなからだと、これが一つ。それからもう一つは、休みをちゃんとやらないからだと、こうおっしゃるんですよ。

私は、月給をやらないからと言っても、ほかの産業とは労使関係が違うんじゃないかと。会社なら何十年勤めたって会社が自分のものになるということはないわけです。ところが、後継者の場合

は、勤めてくだされば家屋敷、田地田畑全部がその後継者のものになるわけです。そういう考えがあるから、月々小遣いはやっても月給を払うという考えはないんじゃないかと思うんです。

それから、休日の問題にしましても、農家というのは曆に合わせて休むわけにはいかないんだ、つくっている作物に合わせて、飼っている蚕に合わせて、飼っている家畜に合わせて休むよりほかないんだ、だから休日ということも違うんです、そこをところを考えてほしいと、こう言っているんですけれども、農水大臣がどうも譲らないんですよ。

それで、きょうは特に実際に農業をやっていたらつしやる関川さんと山口さんのお二人に、あなた方は後継者や嫁さんに月給をやっていたらつしやるか、体みの方はどうなさっているか、あなた方とあなた方の仲間などを含めてその辺の状況をお聞かせいただきたい、こう思います。

○参考人(関川金吾君) 今の御質問でございますが、正直申し上げまして、私も田畑合わせまして二町歩ばかり耕作をいたしておりますけれども、後継者や嫁に月給をやるだけの利益は生まれてまいりません。むしろ経営の改善等の投資によって負債がふえてきておる、こういう実情でございます。

特に私どもも規模拡大をしたいというふうなことで一つの法人をつくりたかったわけでありましてけれども、法人をつくらないで個人のような形で県から土地の払い下げを受けて共同でその土地の管理等に努めてまいりました。五戸でその経営をやつてまいりましたが、毎年毎年赤字が出まして、どうにもこうにもいかななくて今土地を遊ばせておるといのが現状でございます。

そういう意味では、やはり価格政策というものについて国から確たる方針を打ち出していただきたい中で農業経営というものが営まれない限り、特に私どものような米作地帯の中では農業が成り立たないというのが現状であらう、こう思っております。したがって、我々の地域の中でも、嫁さんにあるいは後継者に月給を払っておるというのは存じておりません。

○参考人(山口力男君) 先生にお答えいたしますけれども、私は、なかなかそういう農村あるいは我々農家の実情、心情をくみしていただけないなというふうに思ったのは、例えばいわゆる農業をやりたいという若い人が出てこない、その原因は、給料が少ない、あるいは給料制度が整っていない、あるいは休みが少ないというような言葉がよくどこでも聞かれるんですけれども、私は果たしてそれだけだろうかという思いがあるんです。

例えば、これは個人的な私の価値観ですけれども、休みにしても、他産業の皆さん方が週休二日制を導入した、だから農業も週休二日制なり週休三日制を目指さなければならぬという、この追従型で果たして本当に若い人たちがこの職業につくんだらうか。あえて休みを言えというのなら、私は年休三カ月だ。九カ月はとにかく一日の休みもなく働いても構わぬのだ、そのかわり三カ月は九々遊ぶんだ、それができるのがこの仕事だ。といわゆる農業をやる上においての価値観としてそのあたりをとらえていかないと、情報もそうでしょうけれども、都市から流れてくるいわゆる都会型の情報に我々が翻弄されるという形で都市の価値観を後追いつけるような形から、果たして本当に胸を張って農村社会に住み農業をやるという意欲的なスタイルが出てくるんだらうか、そういう思いがあります。

ですから、月給制度にしてもしかりでしょうけれども、サラリーマンがこういうような仕組みでやっているから、だから農村もそういう形をやらなければならぬかな後継者はいないんですよとか、あるいは嫁さんの来手がいないですよという論理はどうも私はおかしいんじゃないかなという思いがしております。

それと、嫁不足の問題にしてもしかりでしょうけれども、私の一番不得手とする話題でございます。私も、私はいまだに独身でございます。何もこれは後継者の嫁不足のサンプルになるつもりはないんですけれども、しかし、もともと嫁不足の問題は、マスコミも含めて、農家には嫁さんの来手がない来手がないという過剰反応、過剰報道を含めて言い過ぎだと思っております。自分の結婚観というもの、人格対人格の向かい合いという形で、たまにその人が農業をやったというところで選ばれた女性も、これはど言いつらねられると、私はとんでもないところへ結婚するんじゃないかなるかともう一回足踏みするような形になるんじゃないかなるかと思うぐらい、後継者の嫁不足の議論というのは私はおかしいと思っております。

結婚なんというのはそんなに、家にもうんだとか、あるいは農家の労働力としてもらうんだとか、あるいは過疎対策の一環としてもらうんだという意識を改めない限りは嫁さんなんというのは来ぬのじゃないかなかなと、私は自分の反省も含めて考えております。

○星川保松君 どうもありがとうございます。
○新間正次君 私も聞こうと思っております。嫁不足という問題でございます。星川先生がお先に質問されたわけでございますけれども、それに対して山口さんから大変明快なお答えをいただいたわけでございますが、それは山口さんのお考えということでございます。

一般論として、参考人の皆様方にそれぞれお尋ねしたのでございますけれども、嫁不足対策についてどのような手を打っていらっしゃるか。また、お嫁さんがもしいらっしゃらなければ、それに対してはどういうふうにしてお嫁さんを迎える準備をなさるのか、その辺のところ。

ということは、私はずっとこの委員会でも、むしろ農林水産業を支えているのは女性の力だと思っております。そういう意味を持っております。後継者不足ということも嫁不足という点ではある程度リンクされてくる部分もあるんじゃないかなという感じがいたします。

この一問だけで結構でございますので、嫁不足対策に対してどのようなことをやっていらっしゃるのか、それぞれ参考人の方、よろしくお願いたします。

○参考人(小林勝彦君) この問題は非常に難しい課題でございますけれども、ただ、私たち現場におりますと、農村に住んでいる若い女性、都市の方も含めてですが、山口さんのお話にありましたとおり、余り過剰な報道は非常に逆な効果をあらわしていると思っております。それから、いろんな公的な機関がいろんな嫁嫁対策に介入するということが対しましては、女性の立場からいいますと非常に不快感を持っているようにございまして、何か

犠牲を強いられて行くような、そんな感じがいたします。

うちの町の農家を見ていると、ほとんど農業経営者の伴侶になつていられるのは他産業からでございます。そして、そしていい経営をしているのは全部他産業から来たお嫁さんでございます。非常に柔軟にいろんな指導に対応してございます。計算能力とかいろんなことができますし、そんな点ではやはり別な血が入ってきて農村が活性化してきています、そんな点があります。

それから、自分の町の状態を見ておきますと、嫁の問題というのは、親がどれだけ真剣に農業に取り組んでいるかという親の姿勢の問題だと思っております。ふだんから農業に對し不満を持ち、自分の仕事に對して何か挫折感を持っている者が、その時期になつて息子に農業のとうとさを説いてみたって意味がありませんので、日常的に、大農とかそんな意味じゃなしに、真剣に自分の家業に打ち込んでいる家の子供さんたちは結構立派な伴侶を得ている。そしてその伴侶はほとんどが他産業からの者である。

うちの町は三十六万都市の旭川市の隣ですからそういう機会もありますけれども、ただこれから一番大事なことは、今はいろんな形で世の中がこんなふうになつてまいりましたので、若い男女が公的に交際をするという機関が全くなつてまいりました。そんな中で、公的な市町村の立場からいけば、若い青年男女がどういふふうな形で交際の場をつくつて、そして自分たちが選ぶのか、そういう機会を与えるのも公的な立場として一番大事なことでございまして。

もとのようにお仲人さんをする親切なお年寄りがいなくなつてまいりましたので、みずから選ばなきゃならない。そのためには、男女のいろんな交際の場を公的な機関を含めていろんな形で用意してあげること、そのことぐらいがいいのではないかな。あとはみずからの問題としてやはり押しなげればならない、そんなふうなものだと、このように非常に割り切った考え方でございまして、

ども、考えております。

○参考人(池田昭雄君) 端的に答えます。
個人の問題、一般論でございますけれども、やっぱり農政上放置できない問題だというふうに考え方を持っております。私自身は、いい経営体をつくるという努力を目標にしながら頑張るんだということがあるし、その経営体をつくった場合におきまして、私どもはこれから例えば家族協定農業を推進することによりましていい嫁さんが迎えられような対策というのは、具体的にそれはそれぞれの組織がやるべきだ、ほうつておいていい話じゃないということでございます。

それからもう一つは、例えば農業者年金の中で、平成七年の問題等もありますけれども、女性の加入問題とかそういう問題、具体的にやれることからやっていくということの中で考える問題ではないのか、こういうふうには私は考えております。

以上でございます。

○参考人(石倉晴哉君) まず、結論から申し上げますと、妙手はないということでありまして。ただ、北は北海道、南は沖縄までを見渡しまして、ある県のある集落というところある地域では、若者が目をらんらんと光らせて、何、農業の将来という問題はどこの国の話だ、私には統々とはれて嫁が来るよ、こういうかなり自信を持っている若者もいます。また、ある県のある集落では、四十以上の嫁のいない青年が数十人もいます。その人たちは何かまずいのかというと、決してそうじゃなくて、一生懸命農業をやっている立派な農業青年者です。

そういうことでありまして、身近なことから言いますと、まず農家に嫁が来ないということ、以上は、逆に農家には娘を嫁に出さぬということ、これを言うなということを言っておりますし、それから今後の対策としましては、農業経営としての魅力があるとか人間としての充実感とか生活面での充足感、そういう幅広い視点からの検討と対策が不可欠である。

それからもう一つは、やはり国政における位置づけの明確化あるいは農業ビジョンの確立、あるいは教育面における農業の社会的地位づけということが非常に大事だろうと思います。若い就農者の激減は、私は日本の産業、日本の社会構造のあり方にも大きく影響されていると思ひまして、農業政策だけに起因する問題ではない、特に私は教育が大事だと思います。

それから、社会的風潮、三Kの一つ、危険、汚い、きついと、そういうことをあおっている限りは、私は若い農業者は農村に定住しないし嫁は来ないんじゃないか。

そういう意味で、今申し上げました総合的な観点からの対策が必要である、こう思っております。

以上でございます。

○参考人(関川金吾君) 前の参考人の方でいろいろとお話はされましたのであえて申し上げることはございませんが、いずれにいたしましても農家の嫁不足事態は私どもの地域の中でも大変な問題となっておりますことは事実でございます。

今お話がありましたように、農家みずからが、自分のところの嫁さんは欲しいけれども自分の娘は農家に嫁にやりたくないという、こういう意識をまず改革しなきゃならぬじゃないか、こう思います。その意識改革をするには、その要因たるものを一つ一つ解決していかなきゃならぬというふうに思っております。それは、農家みずからだけで解決できる問題じゃございません。国会の中でも十分御議論をいただく中で、それらの要因を取り除くように御努力をいただきたい、こう思っております。

私も今まで媒酌人を二十回近くやらせていただきました。しかし、その中で農家以外からむしろ農家に嫁ぐ、こういう傾向もあることも事実でございます。したがって、そういう意味では農業の位置づけ、そして農業の暗いイメージを取り除くことが肝要ではないか、私はそう思っております。

○参考人(山口力男君) 私は、個人的な考え方としては先ほど申し述べたとおりでございます。一般論として、そういう問題があるとすれば、これもまた個人の感想に近いものであるかもしれないけれども、やっぱり人が人として魅力的に輝くためには自信が必要だろうと思ふんです。農業をやっておる若者が、仮に嫁がなかなか来ない、結婚したくてもできないということであるのなら、一つには自信が持てないということが人間の魅力を含めて女性を引きつけるだけの魅力に到達していない部分があると思ひますので、言うならば安心して自信を持てるような農業をやる条件、環境を先生方によりしくお願いをいたしたいと思ひます。

○新聞正次君 終わります。

○委員長(吉川芳男君) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑は終わります。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席をいただき、長時間にわたり有意義な御意見を述べていただきました、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

第十一号中正誤

ページ 段 行
三二 三 意 議 誤 正
異 議

平成五年六月三十一日印刷

平成五年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D